



旭区マスコットキャラクター
あさひくん

旭区連合自治会町内会連絡協議会 6 月定例会

日 時：令和 8 年 6 月 19 日（金）
午後 3 時 00 分から

場 所：新館大会議室（旭区役所新館 2 階）

1 警察・消防からのお知らせ

資料 番号	議題	配布先
1-1	旭警察署からのお知らせ（情報提供） ◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします 単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします ◆生活安全ニュース、交通ニュース等を同封しますので、ご覧ください。 ◆問合せ先 旭警察署生活安全課・交通課（TEL：361-0110）	単位 会長
1-2	旭消防署からのお知らせ（情報提供） ◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします 単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします ◆毎月の火災・救急状況及び消防団員の募集について同封しますので、ご覧ください。 ◆問合せ先 旭消防署総務・予防課（TEL：951-0119）	単位 会長
1-3	住宅用火災警報器「一斉点検」実施について（依頼） ◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします 単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします ◆住宅用火災警報器は、平成 23 年 6 月 1 日に既存住宅を含め、全ての住宅への設置が義務化され、今年で 15 年が経過しました。火災による被害軽減のためには、継続的な普及啓発が必要です。「未設置住宅への設置促進」と既設住宅における適正な維持管理に係る普及啓発を推進するため、住宅用火災警報器一斉点検・交換キャンペーンを各自治会町内会に依頼します。 ◆期間 令和 8 年 6 月 1 日（月）から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで ◆問合せ先 旭消防署総務・予防課（TEL：951-0119）	単位 会長

2 横浜市町内会連合会定例会結果報告

資料番号	議題	配布先
2-1	<p>横浜グリーンエキスポにおける横浜市出展ボランティアの募集について（情報提供）</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。 単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします</p> <p>◆横浜市は、地球にやさしい暮らしや身近な環境との関わりを体感いただくため、会場内に「建物空間を活用した発信拠点」と「フィールドを活用した活動拠点」の2つの拠点を設けます。2つの拠点をともに盛り上げ、支えていただくボランティアの募集が開始されますのでお知らせします。</p> <p>◆問合せ先 脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課（TEL：671-4627）</p>	単位 会長
2-2	<p>横浜市防犯のまちづくり推進条例の制定及び横浜市防犯のまちづくり推進プランの策定について（情報提供）</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。 単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。</p> <p>◆近年、犯罪の手口は多様化・巧妙化するとともに、刑法犯認知件数も増加に転じています。さらに、少子高齢化や地域のつながりの希薄化などにより、防犯活動の担い手確保が困難となっています。こうした今日的な課題に対応し、誰もが安心して安全に暮らすことが出来る社会の実現に向け、「横浜市防犯のまちづくり推進条例」を制定するとともに、具体的な施策をまとめた「横浜市防犯のまちづくり推進プラン」を策定しましたので、自治会町内会に周知します。</p> <p>◆問合せ先 市民局地域防犯支援（TEL：671-7314）</p>	単位 会長

3 旭区連合自治会町内会連絡協議会 議題

資料番号	議題	配布先
3-1	<p>令和8年度共同募金運動資材調査について（依頼）</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：ご承知おきください。 単位会長：資料のご提出をお願いします。</p> <p>◆戸別募金へのご協力並びに資材に関するアンケートへのご回答のお願いしまう。</p> <p>◆期間 令和8年7月15日（水）まで</p> <p>◆問合せ先 共同募金会旭区支会（旭区社会福祉協議会）（TEL：392-1123）</p>	別送
3-2	<p>「2027年国際園芸博覧会」大規模小売店舗立地法に基づく地元説明会のご案内（情報提供）</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。 単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。</p> <p>◆2027年国際園芸博覧会について、大規模小売店舗立地法に基づく地元説明会を行うためのご案内です。</p> <p>◆問合せ先 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会整備部計画課 （TEL：307-2047）</p>	単位 会長

資料 番号	議題	配布先
3-3	<p>保土ヶ谷バイパス上川井 IC 夜間ランプ通行止めのお知らせ（情報提供）</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします 単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。</p> <p>◆八王子街道の拡幅に伴い、国道 16 号保土ヶ谷バイパス上川井 IC のランプの舗装工事をを行うため、7月から11月まで、延べ19日間で夜間ランプ通行止めを実施します。</p> <p>◆問合せ先 脱炭素・GREEN×EXPO 推進局上瀬谷整備推進課（TEL：900-0702）</p>	単位 会長
3-4	<p>左近山地区での自動運転 EV バスの実証実験結果について（情報提供）</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。 単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。</p> <p>◆持続可能な地域公共交通の実現に向けて、バス運転士不足に対応し、既存のバス路線を維持するために、相鉄線二俣川駅から左近山団地間で実施した、自動運転 EV バスの令和7年度実証実験の結果を報告します。</p> <p>◆問合せ先 道路・交通政策局交通政策課（TEL：671-4128）</p>	単位 会長
3-5	<p>鶴ヶ峰駅～よこはま動物園間で実施した自動運転バス実証実験の結果報告について（情報提供）</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：ご承知おきください。 単位会長：ご承知おきください。</p> <p>◆令和7年度に鶴ヶ峰駅～よこはま動物園間で実施した自動運転バスの実証実験に関する結果を報告します。</p> <p>◆問合せ先 経済局イノベーション推進課課（TEL：671-2748）</p>	単位 会長
3-6	<p>西谷浄水場の再整備の進捗状況について（情報提供）</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。 単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。</p> <p>◆水道局では、相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）の改良事業として、新たな導水路を整備しています。今年度も引き続き、川井接合井の立坑から西谷浄水場に向かってシールドマシンによる掘削を進めています。</p> <p>◆問合せ先 水道局施設整備課再整備推進課（TEL：337-0870）</p>	単位 会長
3-7	<p>旭区安全安心及び美化・リサイクル運動推進功労者の表彰候補者推薦について（依頼）</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合でとりまとめ後、資料をご提出ください。 単位会長：候補対象者がいる場合にはご推薦をお願いします。</p> <p>◆防犯・交通安全・防災に寄与する活動及び美化・リサイクル運動の推進において功労のあった個人または団体についてご推薦をお願いします。</p> <p>※推薦者名は地区連合町内会長となります</p> <p>◆ 提出期限 提出先 自治会町内会 : 7月24日（金） 地区連合自治会町内会長 地区連合自治会町内会 : 8月3日（金） 旭区地域振興課</p> <p>◆問合せ先 旭区地域振興課（TEL：954-6095）</p>	単位 会長

4 その他（情報提供、講演会・催事等の案内等）

資料 番号	議題	配布先
4-1	<p>横浜市都岡小コミュニティハウスの開所について（情報提供）</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。 単体会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。</p> <p>◆区民の相互交流の場として、都岡小学校の施設内に建設していた「横浜市都岡小コミュニティハウス」が令和8年7月14日（火）に利用開始します。利用開始に先立ち、開所式及び内覧会を行いますので、お知らせします。</p> <p>◆内覧会（一般の方向け） 開催日時：令和8年7月12日（日）9時から15時まで 会 場：横浜市都岡小コミュニティハウス ※お車での来場はご遠慮ください ※事前申込不要（館内を自由にご覧いただけます）</p> <p>◆問合せ先 旭区地域振興課（TEL：954-6090）</p>	単 位 会 長
4-2	<p>令和8年度旭区地域活動デジタル化支援事業について（募集）</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。 単体会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。</p> <p>◆自治会町内会をはじめ地域活動を行う団体におけるデジタル化の推進に向けて、「旭区地域活動デジタル化支援事業」を実施します。つきましては、本事業の活用を御検討いただくとともに、自治会町内会に所属する団体や地域活動を行う団体に向けて、本事業の御紹介をいただきますようお願いいたします。</p> <p>◆事業実施期間 令和8年6月～令和9年2月末まで</p> <p>◆問合せ先 旭区地域振興課（TEL：954-6028）</p>	単 位 会 長
4-3	<p>第76回“社会を明るくする運動”実施に伴うポスター掲示について（掲出依頼）</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：ご承知おきください。 単体会長：掲示板に掲出をお願いします。</p> <p>◆第76回“社会を明るくする運動”の啓発用ポスターの掲示について各自治会町内会の掲示板への掲示をお願いします。</p> <p>◆掲示期間 令和8年7月1日（水）～7月31日（金）まで</p> <p>◆問合せ先 旭区社会福祉協議会（TEL：392-1123）</p>	掲 示
4-4	<p>’26 横浜旭ジャズまつり開催のご案内及びチラシの掲出について（掲出依頼）</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。 単体会長：掲示板に掲出をお願いします。</p> <p>◆本年、8月30日（日）に開催する横浜旭ジャズまつりを広く区民に周知するため、各自治会町内会掲示板でのチラシ掲出を依頼します。</p> <p>◆開催日 令和8年8月30日（日）</p> <p>◆問合せ先 旭区地域振興課（TEL：954-6094）</p>	掲 示

資料番号	議題	配布先
4-5	<p>各種表彰の受賞者について（情報提供）</p> <p>◆お願いしたいこと</p> <p>地区連長：ご承知おきください。</p> <p>◆各種表彰制度に基づく受賞者の方々の顕著な活動等を広く地域にお知らせするため、各種受賞者一覧表（令和8年5月受賞者）を作成しましたのでご承知おきください。</p> <p>◆問合せ先 旭区総務課（TEL：954-6005）</p>	連長

5 地域広報紙等の配布について（地区連合会長への情報提供）

- (1) ふくほしらね（第40号） ※白根地区町内会自治会連合会 広報紙
- (2) みんなの若葉台（No. 490） ※若葉台連合自治会 広報紙
- (3) 希望が丘南地区地域だより（No. 137） ※希望が丘南地区連合自治会 広報紙

旭区連会ホームページを開設しました！

自治会町内会の活動紹介や、地域活動を行う上で役に立つ旭区関連の情報など掲載しています。ぜひご覧ください。



【URL】

https://rarea.events/features/asahikurenkai_yokohama

※右の二次元バーコードからもご覧いただけます




【定例会結果報告はこちら】



旭区連会ホームページに掲載しております！
「定例会資料」のページをご確認ください。

【次回日程】

◎旭区連合自治会町内会連絡協議会 7月定例会
日 時：令和8年7月17日（金） 午前10時00分から
場 所：公会堂講堂（旭区役所4階）

 **旭警察署生活安全ニュース** 令和8年6月号
旭警察署生活安全課
045-361-0110(内線261)

刑法犯の発生状況 令和8年5月末

	令和8年	令和7年	増減
特殊詐欺	28	22	+6
空き巣	5	7	-2
自動車盗	6	12	-6
オートバイ盗	38	21	+17
自転車盗	48	50	-2
不同意わいせつ	3	6	-3
強盗	2	1	+1
ひったくり	1	0	+1
器物損壊、忍込み等	375	293	+82
総件数	506	412	+94

特殊詐欺の発生状況 令和8年5月末

※令和8年4月1日より
投資・ロマンス詐欺が特殊詐欺に追加

神奈川県内

	令和8年	令和7年	増減
件数	1,268	1,101	+167

旭区内

	令和8年	令和7年	増減
件数	28	22	+6

令和8年 被害金額	約112億円
-----------	--------

令和8年 被害金額	約3億2000万円
-----------	-----------

非行少年の状況 令和8年5月末

犯罪少年検挙人数

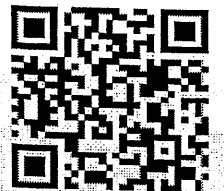
	令和8年	令和7年	増減
件数	26	35	-9

不良行為少年補導人数

	令和8年	令和7年	増減
件数	699	810	-111

旭警察署からのお知らせ

警察庁・SOS47
特殊詐欺対策ページ



- (´・ω・`) ◆詐欺の電話はアプリでブロック!!◆
- 固定電話は迷惑電話防止機能付き録音機を設置して特殊詐欺を防ぎましょう。
 - 旭警察署ホームページでも情報発信を行っています。
 - オートバイ盗急増中!!必ず鍵は抜きましょう!!

みんなでつくろう! 安全・安心の街 旭!

5 月 中 前 兆 電 話 入 電 地 区 一 覧

場所	川島町	四季美台	鶴ヶ峰1丁目	鶴ヶ峰2丁目	鶴ヶ峰本町1丁目	鶴ヶ峰本町2丁目	鶴ヶ峰本町3丁目	西川島町	中希望が丘
当月				1件					
累計	3件	2件	0件	1件	0件	4件	2件	4件	6件
場所	東希望が丘	善部町	南希望が丘	さちが丘	二俣川1丁目	二俣川2丁目	本宿町	本村町	中尾1丁目
当月			1件			1件			
累計	2件	0件	5件	3件	2件	2件	2件	1件	2件
場所	中尾2丁目	中沢1丁目	中沢2丁目	中沢3丁目	市沢町	小高町	三反田町	白根町	白根1丁目
当月									
累計	0件	2件	2件	3件	6件	0件	0件	0件	2件
場所	白根2丁目	白根3丁目	白根4丁目	白根5丁目	白根6丁目	白根7丁目	白根8丁目	中白根1丁目	中白根2丁目
当月									
累計	2件	1件	1件	1件	2件	0件	2件	0件	2件
場所	中白根3丁目	中白根4丁目	上川井町	川井宿町	川井本町	桐が作	左近山	上白根町	上白根1丁目
当月							4件	2件	
累計	0件	0件	4件	0件	0件	0件	7件	13件	1件
場所	上白根2丁目	上白根3丁目	今川町	今宿西町	今宿東町	今宿南町	今宿町	今宿1丁目	今宿2丁目
当月			1件			1件			
累計	1件	2件	1件	0件	3件	4件	4件	1件	3件
場所	大池町	柏町	万騎が原	南本宿町	若葉台1丁目	若葉台2丁目	若葉台3丁目	若葉台4丁目	金が谷
当月			1件		1件	1件		2件	
累計	0件	2件	3件	3件	4件	3件	1件	5件	3件
場所	金が谷1丁目	金が谷2丁目	笹野台1丁目	笹野台2丁目	笹野台3丁目	笹野台4丁目	矢指町	下川井町	都岡町
当月	1件								
累計	2件	3件	2件	1件	3件	0件	0件	0件	0件

特殊詐欺発生件数(5月)

発生件数1件

発生日	発生場所	手口詳細	被害品	騙された理由	発生日	発生場所	手口詳細	被害品	騙された理由
5月12日	白根5丁目	息子騙り	現金	自分が騙されると思っていなかった					

場所	川島町	四季美台	鶴ヶ峰1丁目	鶴ヶ峰2丁目	鶴ヶ峰本町1丁目	鶴ヶ峰本町2丁目	鶴ヶ峰本町3丁目	西川島町	中希望が丘
当月									
累計	0件	1件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	1件

場所	東希望が丘	善部町	南希望が丘	さちが丘	二俣川1丁目	二俣川2丁目	本宿町	本村町	中尾1丁目
当月									
累計	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

場所	中尾2丁目	中沢1丁目	中沢2丁目	中沢3丁目	市沢町	小高町	三反田町	白根町	白根1丁目
当月									
累計	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

場所	白根2丁目	白根3丁目	白根4丁目	白根5丁目	白根6丁目	白根7丁目	白根8丁目	中白根1丁目	中白根2丁目
当月				1件					
累計	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件

場所	中白根3丁目	中白根4丁目	上川井町	川井宿町	川井本町	桐が作	左近山	上白根町	上白根1丁目
当月									
累計	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件

場所	上白根2丁目	上白根3丁目	今川町	今宿西町	今宿東町	今宿南町	今宿町	今宿1丁目	今宿2丁目
当月									
累計	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

場所	大池町	柏町	万騎が原	南本宿町	若葉台1丁目	若葉台2丁目	若葉台3丁目	若葉台4丁目	金が谷
当月									
累計	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

場所	金が谷1丁目	金が谷2丁目	笹野台1丁目	笹野台2丁目	笹野台3丁目	笹野台4丁目	矢指町	下川井町	都岡町
当月									
累計	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

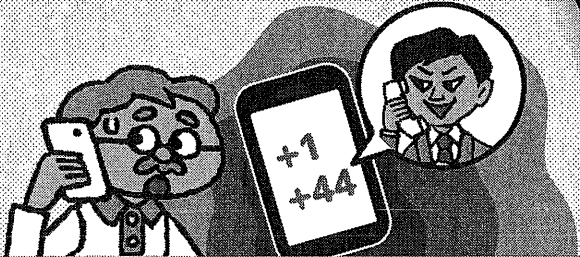
みんなできとめよう!!

国際電話詐欺

みんなとめ

+ (国番号) から始まる
国際電話番号に注意!

詐欺の犯人は国際電話番号を使って
詐欺の電話をかけています。



スマホの詐欺対策



国際電話番号
詐欺の電話番号

アプリで
ブロック!!



警察庁推奨アプリ

ダウンロード、利用料ともに無料

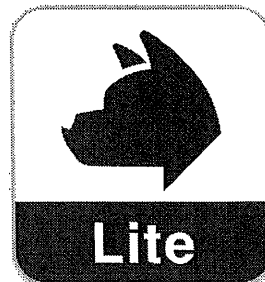
今すぐ
対策



詐欺対策
by NTTタウンページ
NTTタウンページ



Android



詐欺バスター Lite
TREND



Android



警察庁 都道府県警察



警察庁・SOS47
特殊詐欺対策特設ページ

みんなとめ で検索!



◎5月末の事故状況前年対比

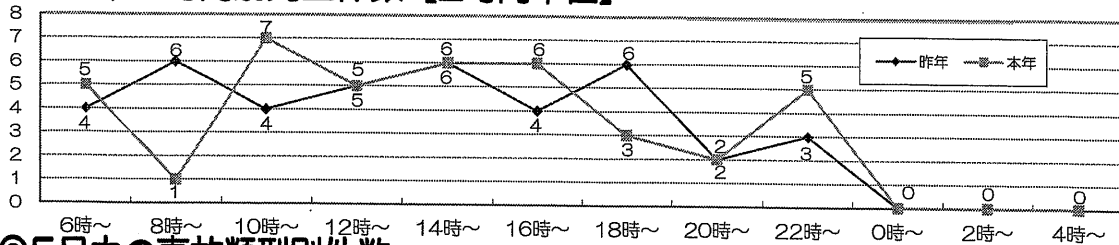
	発生	死者	重傷者	軽傷者	負傷者
2026年	233	0	11	246	257
2025年	224	1	11	242	253
前年比	+9	-1	±0	+4	+4

順位	都道府県別 交通死に事故数 ワースト順位(5月末)
1位	神奈川(61)
2位	東京(57)
3位	愛知(56)

2026年 月別 事故発生件数	1月	2月	3月	4月	5月
	48	52	43	50	40

◎5月中の時間別発生件数【2時間単位】

※データはすべて速報値です



◎5月中の事故類型別件数

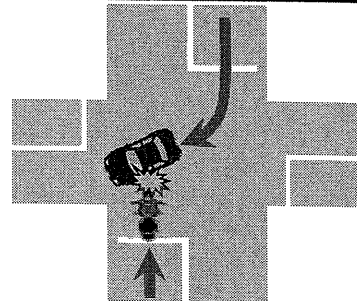
事故類型	2025			2026			
	発生件数	死者数	負傷者数	発生件数	死者数	負傷者数	
人対車両	横断歩道横断中	3	0	3	5	0	5
	その他	5	0	5	12	0	12
車両相互	すれ違い時	2	0	4	1	0	1
	出会い頭	1	0	1	4	0	4
	右折時 その他	3	0	3	1	0	1
	右折時 右折直進	3	0	4	5	0	5
	左折時	3	0	3	1	0	1
	正面衝突	0	0	0	0	0	0
	車両相互その他	9	0	12	3	0	3
	追突	7	0	9	6	0	13
	追越追抜き時	1	0	1	0	0	0
	車両単独	車両単独	3	0	3	2	0
列車	列車	0	0	0	0	0	0
合計	40	0	48	40	0	47	

二輪車事故に注意しましょう

右折×直進の事故

交差点を右折するときに対向の二輪車と衝突する事故です。二輪車は正面から見ると距離感が分かりにくいので「先に曲がれる」とか「信号が変わる前に右折したい」という慢心や焦りが事故につながります。

右折時は、対向車に注意し、周囲の安全を確認して、進行しましょう。

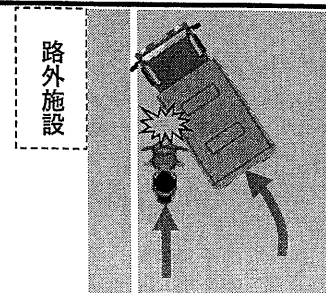


左折車両に接触する事故

交差点を左折するときや、車道から路外施設に入るときに、二輪車が巻き込まれてしまう事故です。

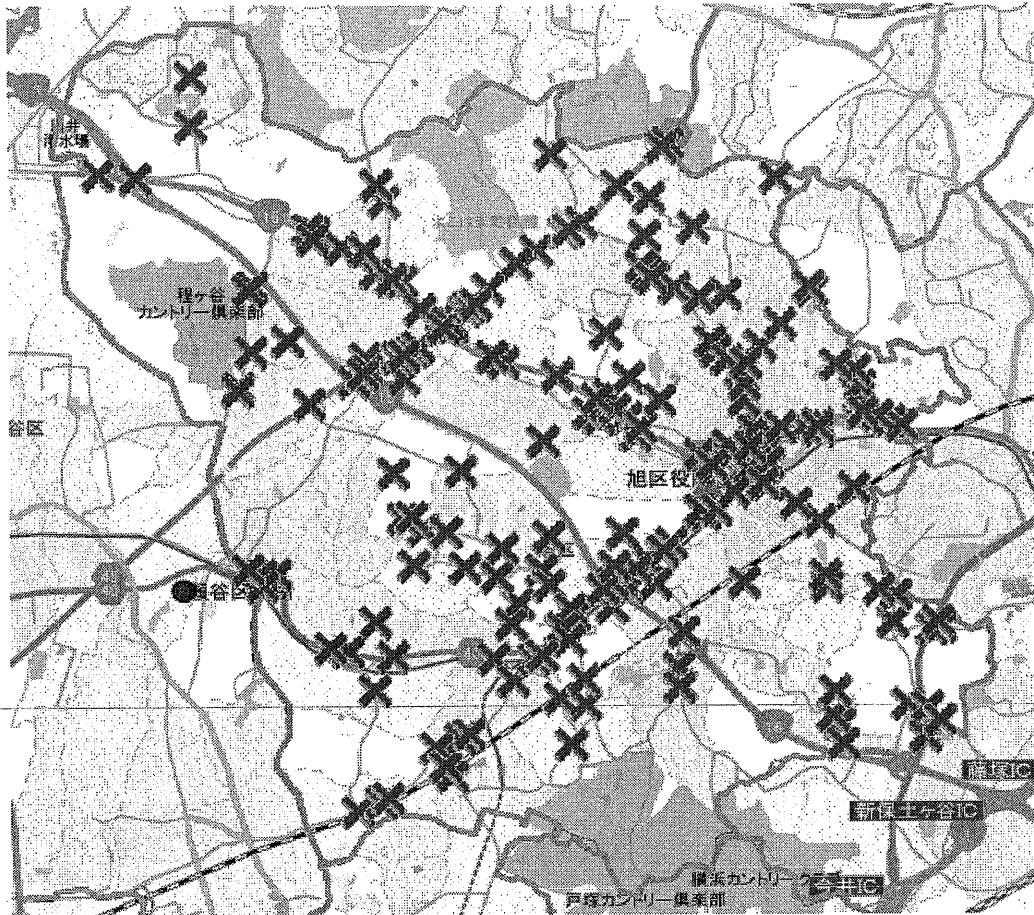
二輪車は車体が小さく死角に入りやすいので、すり抜け走行はやめましょう。

また、左折をするときはミラーだけに頼らず、目視をして死角に巻き込み車両がないかしっかり確認しましょう。



◎旭警察署管内 町内会別

令和8年5月末現在



町内会	件数	前年比	二輪車	自転車	子供	高齢者
(大池)	0	0	0	0	0	0
鶴ヶ峰	36	0	14	6	0	14
白根	26	+21	9	9	1	11
旭北	17	+7	3	5	1	3
上白根	7	-2	2	1	0	2
今宿	14	-7	6	2	2	4
川井	47	+7	23	4	4	11
若葉台	1	-2	1	0	0	0
笹野台	1	0	1	0	0	0
希望が丘	1	+1	0	0	0	0
希望が丘東	13	+4	4	1	1	5
希望が丘南	6	-4	5	0	0	1
さちが丘	7	+1	2	1	1	1
万騎が原	4	+2	2	1	0	3
二俣川	28	+6	10	2	2	13
二俣川ニュータウン	1	-2	0	0	0	0
旭中央	4	0	0	1	0	2
旭南部	6	-12	1	0	3	0
左近山	2	+1	2	0	0	1
市沢	12	-12	8	0	1	3
総計	233	9	93	33	16	74

(注) * 表の数字は1件の交通事故でも、状態(二輪車、自転車、子供、高齢者)に該当する項目があればカウントされます。
 例: 二輪車に乗った高齢者と、自転車に乗った子供が衝突した場合は、すべてにカウントされます。

神奈川県内の 二輪車死者数は 全国平均の約**2**倍!

全国平均 18.7%
神奈川県 34.5%

車両単独の 死亡事故多発!

令和7年中の交通事故死者数は139人で、このうち二輪車乗車中死者数は48人でした。

二輪車の交通死亡事故は、単独衝突の事故と交差点右折時の事故が多く、その死者の約9割に操作不適や信号無視などの交通違反があります。

旭区内火災発生状況（5月中：3件）

月日	場所	用途	被害状況	出火原因
5月7日	矢指町	乗用車	乗用車1台、クッションドラム3個、衝突緩衝装置1基各焼損	調査中
5月9日	上川井町	宿泊施設	電気フライヤー、レンジフード、雑物及び壁面若干焼損 負傷者1名	電気フライヤー
5月10日	西川島町	雑木林伐採跡地	原木2本若干焼損	放火

各年1月1日から5月31日まで

項目	区分/年数	旭区内			横浜市内		
		令和8年	令和7年	増△減	令和8年	令和7年	増△減
火災状況	火災件数(件)	12	20	△ 8	327	350	△ 23
	焼損床面積(m ²)	0	54	△ 54	2,981	2,580	401
	死者(人)	0	0	0	11	13	△ 2
	負傷者(人)	1	2	△ 1	50	51	△ 1
救急状況	救急件数(件)	6,384	6,501	△ 117	97,317	100,689	△ 3,372
	1日当たりの出件数(件)	42	43	△ 1	645	667	△ 22

(備考)令和8年の数値は速報値であり、確定値ではありません。

Be Brave

若い私たちにできること



**消防団員は18歳
高校生から入団できます。**

消防団員の待遇

年間報酬・出勤報酬

年額報酬 36500円・訓練等の出勤報酬
訓練は1ヶ月に1回程度
無理なく活動できます。

就職が有利になる活動認定

企業への提出ができる活動認定制度
横浜市長から貰える地域貢献の証です。又は 横浜市消防団入団申請 で検索

ご興味の方は

横浜市旭消防団

045-951-0119



令和8年町丁別火災発生状況

令和8年1月1日から令和8年5月31日まで

署所別	町丁別	小計	火災種別			
			建物	車両	林野	その他
本署	川島町	(1)		(1)		
	白根町					
	白根一丁目					
	白根二丁目					
	白根三丁目					
	白根四丁目					
	白根五丁目					
	白根六丁目					
	白根七丁目					
	白根八丁目					
	中白根一丁目	1	1			
	中白根二丁目					
	中白根三丁目					
	中白根四丁目					
	鶴ヶ峰一丁目					
	鶴ヶ峰二丁目					
	鶴ヶ峰本町一丁目					
	鶴ヶ峰本町二丁目					
	鶴ヶ峰本町三丁目					
	西川島町	1			1	
本村町						
四季美台						
今川町						
今宿東町	1			1		
今宿西町						
今宿南町						
さちが丘	さちが丘					
	東希望が丘					
	中希望が丘	1	1			
	南希望が丘					
	二俣川1丁目					
善部町						
都岡	川井本町					
	川井宿町					
	下川井町					
	都岡町					
	上白根町					
	上白根一丁目					
	上白根二丁目					
	上白根三丁目					

署所別	町丁別	小計	火災種別			
			建物	車両	林野	その他
南本宿	本宿町					
	南本宿町	(1)		(1)		
	二俣川2丁目					
	桐が作					
	左近山					
	万騎が原					
	大池町					
1件	柏町					
若葉台	上川井町	2	1		1	
	若葉台一丁目					
	若葉台二丁目					
	若葉台三丁目					
2件	若葉台四丁目					
市沢	市沢町	1(1)	1	(1)		
	三反田町					
	小高町					
2件						
今宿	金が谷					
	金が谷一丁目	1	1			
	金が谷二丁目					
	今宿町					
	今宿一丁目					
	今宿二丁目					
	笹野台一丁目					
	笹野台二丁目					
	笹野台三丁目					
	笹野台四丁目					
	中沢一丁目					
	中沢二丁目					
	中沢三丁目					
中尾一丁目						
2件	中尾二丁目					
	矢指町	(1)		(1)		

合計	12	件	建物	車両	林野	その他
			5	4	0	3

* 地区連合未加入・高速道路等を含みます。
* ()の数値は町丁別の火災件数には計上されません。

旭区連合自治会町内会火災発生状況

自治会・町内会	月	累計
鶴ヶ峰地区町内会連合会	1	1(1)
白根地区町内会自治会連合会		
旭北地区連合自治会		
上白根連合自治会		
今宿地区町内会自治会連合会		1
川井地区町内会自治会連合会	1	2
若葉台連合自治会		
笹野台地区連合自治会		1
希望が丘連合自治会		1
希望が丘東地区連合自治会		

自治会・町内会	月	累計
希望が丘南地区連合自治会		
さちが丘地区連合自治会		
万騎が原連合自治会		
二俣川地区連合自治会		
二俣川ニュータウン連合町内会		
旭中央地区連合町内会		
旭南部地区連合自治会		
左近山連合自治会		
市沢地区連合町内会		1(1)
地区連合未加入・高速道路等	1	3
合計	3	12

* ()の数値は連合自治会町内会火災発生状況には計上されません。

令和8年6月19日

旭区自治会町内会長 各位

旭消防署長

住宅用火災警報器の一斉点検の実施について（御依頼）

日頃から、地域における防火防災に御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、住宅火災発生時の被害軽減に有効とされている「住宅用火災警報器」ですが、平成23年の設置義務化から、今年で15年が経過し、現在設置されている住宅用火災警報器の多くが、電池切れや故障等で適切に作動しなくなる恐れがあります。

つきましては、防災訓練等の機会に「住宅用火災警報器の一斉点検」を実施していただき、**定期的な点検と10年を目安とした本体交換**を周知するとともに、より一層の地域防災力向上の推進に御協力くださいますようお願いいたします。

1 住宅用火災警報器一斉点検とは

防災訓練前後など、地域で実施日時を決め、一斉に点検していただくものです。

消防署と連携し、地域で一斉に鳴動させることで、火事と勘違いされる心配がなく、点検に抵抗のある方の点検促進やご自身での点検が困難な方へ効率的な支援が期待されます。

2 一斉点検の流れ（例）

- (1) 点検日時を決定し、掲示板等により周知します。（別紙2・3参照）
- (2) 点検日時が決定しましたら、**消防署へ事前の連絡**をお願いします。
- (3) 点検日当日、各家庭において住宅用火災警報器の点検を実施します。

※可能であれば、地域において作動状況の結果確認等を行っていただき、必要に応じて、設置・点検・交換が必要な世帯への支援等を御検討ください。

3 その他

- (1) 点検方法や周知の文面等、サポートさせていただきますので、実施を検討される際には、担当まで御連絡ください。
- (2) 住宅用火災警報器は高所に設置されている場合が多いため、点検時は安全に実施するよう、十分ご注意ください。
- (3) その他、御不明な点がございましたら担当までお問い合わせください。

4 添付資料

- (1) 【別紙1】回覧用資料
- (2) 【別紙2】掲示板用資料

【担当】旭 消防署総務・予防課

荒川・辻

電話・FAX 045-951-0119

E-mail: sy-asahi-yobo@city.yokohama.lg.jp

音でつなげる自助・近助・共助

定期的に
点検しま
しょう

住宅用火災警報器を 〇月〇日(〇) ~ みんなで鳴らし点検しましょう！

住宅用火災警報器の義務設置から15年以上経過しています。

10年を目安に新しいものに交換しましょう。

今回も〇〇自治会全体で

一斉点検を実施します。点検日には是非、

窓を開けて点検しましょう。

※ご自分で点検していただきます。

消防署と事前に調整済みですので安心して

実施してください。もちろん個別に別日で

点検いただいても大丈夫です。



- 高齢者世帯等で点検が難しい方や点検時の
トラブル(音が鳴りやまないなど)で困った時は、

旭消防署(出張所)へご連絡ください。連絡先045-951-0119

- 点検後、結果のアンケートにご協力ください。



※未設置の方もお答えください。個人情報を入力はありません。

アンケートの御案内は、掲示板にも記載してあります。

👉 こちらからスキャンしてください。

～点検方法～

- 住宅用火災警報器本体のテスト(警報
停止)ボタン押す。もしくは点検ひもを
引っ張り、ブザーや音声を確認します。
無音は電池切れもしくは故障です！！

- 点検の際、いす等に上がると落ち
る危険があります。警報器に届かな
い場合は、長い傘や棒などでテスト
(警報停止)ボタンを押してください。



〇〇〇〇自治会
〇〇消防出張所・旭消防署

音でつなげる自助・近助・共助

窓を開けて点検！！

定期的に
点検しましょう

住宅用火災警報器

みんなで鳴らし点検しましょう！

点検日時：令和 年 月 日（ ）

午前（後） : ~ :

～点検方法～

住宅用火災警報器本体のテスト（警報停止）ボタン押す。
もしくは点検ひもを引っ張り、
ブザーや音声を確認します。
無音は電池切れもしくは故障
です！！

※マンション等で自動火災報
知設備が設置されている場合
は、今回の点検は対象外です。
操作しないでください。



●高い台に乗ると落ちる危険があります。ひもに届かない、ひもがない場合は
長い傘や棒など でボタンを押すことをおすすめします。

●点検が難しい方や、点検時のトラブル（音が鳴りやまないなど）で困った時は
旭消防署（出張所）ご連絡ください。連絡先 045-951-0119

●点検後、結果のアンケートにご協力ください。



※未設置の方もお答えください。個人情報への入力はありません。

👉 こちらからスキャンしてください。

〇〇〇〇自治会
〇〇消防出張所・旭消防署

区連会 資料 2-1

市連会 6 月 定例会 説明資料
令和 8 年 6 月 1 2 日
脱炭素・GREEN×EXPO 推進局
GREEN×EXPO 推進課

横浜グリーンエクスポにおける横浜市出展ボランティアの募集について【情報提供】

1 趣旨

横浜市は、地球にやさしい暮らしや身近な環境との関わりを体感いただくため、横浜グリーンエクスポ会場内に「建物空間を活用した発信拠点」と「フィールドを活用した活動拠点」の2つの拠点を設けます。2つの拠点をともに盛り上げ、支えていただくボランティアを7月から募集します。


2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等での情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長宛てにリーフレット等を送付しますので、定例会等での情報提供をお願いします。

3 募集概要（※情報解禁は6月16日）







	プログラム運営補助 (約 700 人)	ツアーガイド (約 100 人)	フィールドづくり (約 200 人)
活動内容	様々な体験プログラムの運営サポート	草花の魅力や生き物との共生等を来場者に案内	花や緑の育成・管理等
対象	2027年4月2日時点で、満15歳以上（中学生を除く）かつ市内在住・在学・在勤の方		
活動	・プログラム運営補助：1日以上 ・ツアーガイド、フィールドづくり：5日以上 (1日あたり4時間程度)		
募集期間	2026年7月1日（水）～8月14日（金）		
応募	ウェブサイト（インターネット）からご応募ください (7月1日受付開始、二次元コードからもアクセス可) https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/engeihaku/volunteer.html ※3種類の重複応募可 ※エクスポ全体のボランティア（花・緑ガイド、植物管理、運営）への応募者も応募可。 ※応募多数の場合は抽選		
問合せ先	横浜市出展ボランティア問合せセンター 【受付期間：2026年7月1日（水）～8月14日（金）】 TEL：0120-598-548（平日 10:00～17:00 ※土日祝休み）		

裏面あり

【参考】リーフレットの主な配布先

公園愛護会、環境事業推進委員、ハマロード・サポーター、水辺愛護会等

【参考】横浜市民の皆様にご参加いただけるボランティア

種類	活動内容	活動場所	募集期間	募集主体
 プログラム運営補助 (約700人)	様々なワークショップの運営補助等	横浜市 出展 エリア	7月1日～ 8月14日	横浜市
 ツアーガイド (約100人)	フィールドを活用した活動拠点をめぐり、見どころを紹介			
 フィールドづくり (約200人)	フィールドを活用した活動拠点における花・緑の育成・管理等			
 花・緑ガイド (約200人)	会場内の花壇等の見どころ紹介	EXPO全体	募集終了	GREEN×EXPO協会
 植物管理 (約2,000人)	会場内の花壇等の手入れ・除草等のサポート			
 運営 (約10,000人)	会場内外での来場者案内・運営サポート			

※ エクスポ全体のボランティア（花・緑ガイド、植物管理、運営）募集結果応募総数 32,679 件（複数応募含む）、募集人数 12,200 人に対し約 2.7 倍

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
 電話 045-671-4627 / FAX 045-212-1223
 メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

横浜市出展ボランティア ユニフォーム

環境にやさしい植物由来の素材を採用し、使用後は堆肥となる資源循環型のユニフォームです。

ボランティアの皆様には、活動に応じてウィンドブレーカー、Tシャツ、帽子、エプロン、バッグなどを貸与する予定です。

また、緑のカラーは植物・自然との親和性を表し、胸元には「YOKOHAMA」の文字がデザインされています。

こうした環境配慮型のユニフォームを着用して活動するボランティアの皆様を介して、横浜市は循環型都市の実現に向けた取組を発信していきます。



※活動によってユニフォームは異なります

GREEN×EXPO 2027 開催概要

横浜市の旧上瀬谷通信施設を舞台に開かれる、世界の花・緑や、環境にやさしい未来をつくる最新技術が集う万国博覧会（万博）です。



詳細は公式
WEBサイトへ



※建物の形状、配置を含め、画像は現時点でのイメージです
画像提供：GREEN×EXPO 協会

【開催期間】 2027年3月19日（金）～9月26日（日）

【開催場所】 旧上瀬谷通信施設（瀬谷区・旭区）

【テーマ】 幸せを創る明日の風景

【開催者】 GREEN×EXPO協会

（公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会）

横浜グリーンエキスポは、「環境との共生」をテーマにした横浜で初めての万博です。ホストシティである横浜市は、会場内に2つの拠点を設け、地球にやさしい暮らしや環境との関わりを、来場者の皆様に体感していただきます。1つは、循環型の未来のまちを体験できる「建物空間を活用した発信拠点」。そしてもう1つは、市民の皆様が主役の「フィールドを活用した活動拠点」です。

循環型の暮らしをはじめのきっかけを、国内外からの来場者にお届けする、唯一無二の特別な場所。その運営を共に支えていただくボランティアの皆様が着用するユニフォームには、植物由来の素材を用い、使用後に堆肥化するなど、資源循環の理念を体現しています。

新たなグリーン社会を横浜から世界へ発信する—この特別な体験を共に作りあげるボランティアとして、是非御参加ください。



横浜市長 山中 竹春

このリーフレットに
関するお問合せ

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局

TEL：045-671-4627 E-mail：da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

2026年6月作成

横浜グリーンエキスポ 市民の皆さまと、世界の舞台に！



公式マスコットキャラクター
トックトック

横浜市が出展するエリアで ボランティアとして参加してみませんか？



あなたに合った
活動が見つかる！ **3つのボランティア**

プログラム運営補助

ツアーガイド

フィールドづくり

募集対象：横浜市内在住・在学・在勤の方

横浜市が出展するエリアでボランティアとして参加してみませんか？



横浜市は、地球にやさしい暮らしや身近な環境との関わりを体感いただくため、会場内に「建物空間を活用した発信拠点」と「フィールドを活用した活動拠点」の2つの拠点を設けます。2つの拠点をともに盛り上げ、支えていただくボランティアを募集します。

※横浜市内在住・在学・在勤の方のみ応募可能です。

募集期間

2026年7月1日(水)～8月14日(金)



ご応募はこちら

1 プログラム運営補助 募集人数▶約700人

脱炭素技術や生物多様性などを体験する様々なプログラムの運営補助等を行います。

2 ツアーガイド 募集人数▶約100人

フィールドを活用した活動拠点をめぐり、草花の魅力や生き物との共生について来場者にわかりやすく案内します。

3 フィールドづくり 募集人数▶約200人

フィールドを活用した活動拠点において花や緑の育成・管理等を行います。



横浜市出展コンセプト

世界の明日を、 みんなでひらく



建物空間を活用した発信拠点

資源やエネルギーの循環を身近に感じられる展示と体験を通して、地球にやさしい新しい暮らし方を提案

活動するボランティア 1 プログラム運営補助



フィールドを活用した活動拠点

横浜産植物を活用した美しい花壇やフィールドを舞台に、ガイドツアーやワークショップなど、子どもから大人まで誰もが楽しめる体験の場を提供

活動するボランティア 1 プログラム運営補助
2 ツアーガイド
3 フィールドづくり



お問合せ

横浜市出展ボランティア問合せセンター

受付期間：2026年7月1日(水)～8月14日(金)

TEL: 0120-598-548 (平日10:00～17:00 ※土日祝休み)

E-mail: yokohama-field@tsp-work.jp

自治会町内会長 各位

市地防第 179 号
令和 8 年 6 月 12 日**横浜市防犯のまちづくり推進条例の制定及び
横浜市防犯のまちづくり推進プランの策定【情報提供】****1 趣旨**

近年、犯罪件数の増加や犯罪手口の多様化・巧妙化などにより、市民の暮らしが脅かされています。こうした中、誰もが安心して安全に暮らすことができる社会を実現するため、「横浜市防犯のまちづくり推進条例」を制定するとともに、本条例の目的を達成する基本計画として、「横浜市防犯のまちづくり推進プラン」を策定しましたのでご報告します。

本プランの推進にあたっては、市民及び事業者の皆様のご協力を得ながら、警察等の関係機関とも連携し、市役所一丸となって取り組んでまいりますので、今後もより一層のご理解・ご協力をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】プラン推進へのご協力をお願いいたします。

【地区連長】地区連合定例会等での情報提供及びプラン推進へのご協力をお願いいたします。

【単位会長】単位会長あてに資料を送付しますので、定例会等での情報提供及びプラン推進へのご協力をお願いいたします。

3 概要**(1) 条例の概要**

別紙 1 のとおり

(2) プランの概要**ア 位置づけ**

条例の目的達成に向け、総合的かつ計画的に施策を推進するための基本計画（条例第 7 条）となります。

イ 主な取組

別紙 2 のとおり

(3) 条例及びプランの策定経緯

年月	事項
令和 8 年 1 月	市連会・区連会において、条例案骨子及びプラン素案に対するパブリックコメントの実施説明
令和 8 年 1～2 月	条例案骨子及びプラン素案に対するパブリックコメントの実施
令和 8 年 5～6 月	市会第 2 回定例会で条例案審査及びプラン原案報告
令和 8 年 6 月 12 日	条例の公布及びプランの策定

市民局地域防犯支援課 川口・蔦井

電話：045-671-3705

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

横浜市防犯のまちづくり推進条例について

1 概要

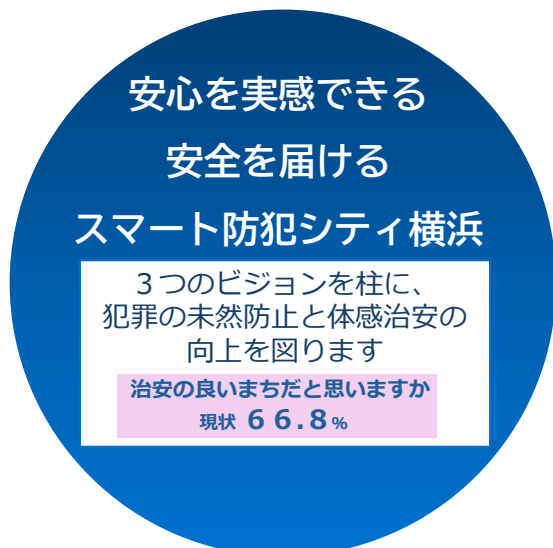
目的	防犯のまちづくりについて基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者及び地域活動団体の役割を明らかにするとともに、防犯のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項を定め、市民の安心及び安全の確保に資することを目的とします。
定義	この条例において、 防犯のまちづくり とは、 市民等の防犯意識の啓発、犯罪の発生しにくい社会環境の整備その他防犯に係る取組を、市、市民等及び関係機関が協働し、連携して行うこと をいいます。
基本理念	市及び市民等は、誰もが安心して安全に暮らすことができる社会を実現するため、次の事項を基本として防犯のまちづくりに取り組みます。 ① 市民の安心及び安全を脅かすおそれが、身近に潜んでいる可能性があることを意識すること。 ② こども、高齢者その他防犯において特に配慮を要する者の安心及び安全の確保に努めること。 ③ 市内各地域の実情を踏まえた防犯の取組を、活力のある地域社会の形成にも資するよう総合的かつ継続的に推進すること。
本市の責務	国、神奈川県その他の関係機関と連携を図り、防犯のまちづくりに関する施策を策定し、実施します。
市民の役割	自らが犯罪被害を受けることを防止するよう必要な対策に努めるとともに、他の市民と支え合い、防犯のまちづくりに関する市及び関係機関の施策の実施に協力するよう努めます。
事業者及び地域活動団体の役割	事業又は活動を通じて、防犯のまちづくりに関する市及び関係機関の施策の実施に協力するよう努めます。
計画の策定	市は条例の目的を達成するため、防犯のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を策定します。 また、計画を策定し、これを変更する場合は、市民等の意見を反映させるために必要な措置を講じます。
施策の推進	市は個人情報の保護等に配慮しつつ、データの分析、デジタル技術の積極的な活用等により、防犯のまちづくりに関する施策を推進します。

2 施行日

令和8年6月12日（公布の日）

横浜市防犯のまちづくり推進プラン概要

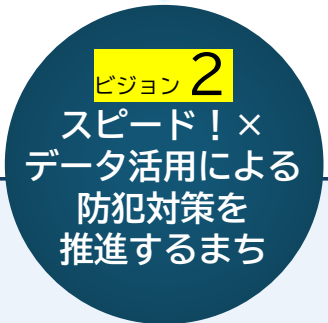
1 取組の全体像



先端技術で守る

自分たちのまちは
自分たちで守る

迅速・的確な
防犯データで守る



<重点取組>

- GISマップを活用した「暗がりの解消」
- 防犯灯を活用した地域の見守り強化

<重点取組>

- 「よこはま安心ボックス」の設置支援
- 地域防犯カメラの設置支援
- 「ながら見守り」の強化
- 「ハマパト」のモデル実施

<推進取組>

- 「こども・安全安心マップ」の活用
- AI防犯カメラのモデル導入の検討

<重点取組>

- データ活用による特殊詐欺対策の強化
- 防犯情報の迅速・効果的な発信

<推進取組>

- 地域防犯活動への支援
- 環境美化活動を通じた防犯対策
- 防犯の視点を取り入れた身近な公共空間づくり

<推進取組>

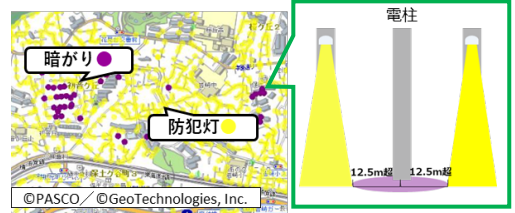
- 対象者に合わせた防犯啓発
 - ▶地域特性に応じた啓発
 - ▶教育・福祉と連携した啓発
 - ▶横浜市消費生活総合センターにおける相談情報の活用
- 「こども・安全安心マップ」の活用
(再掲)

＜重点取組＞

■GIS※マップを活用した「暗がりの解消」

これまでの地域からの要望に応えた設置に加え、市が設置している防犯灯の位置情報をもとに、住宅地における、周囲25m以内に灯り（防犯灯）がない場所（電柱）を、「暗がり」の可能性のある場所としてマップに可視化し、防犯灯の設置候補情報として活用することで、効率的かつ計画的に「暗がり」の解消を目指します。

※「GIS」…地図上に位置情報を持つデータを重ね合わせ、コンピュータで管理・分析・可視化する技術



防犯灯の位置情報を記載した地図データ（イメージ）

暗がりのイメージ

取組指標	夜間照度（灯りの充足率）	
	現状（2025）	目標（2029）
	70%	100%

■防犯灯を活用した地域の見守り強化

小学校周辺に防犯カメラ機能を備えた防犯灯を設置するほか、位置情報が確認できるIoT※機能等を追加した「スマート防犯灯」による見守りシステムのモデル事業の効果を検証し、地域の見守りの強化につなげます。

※「IoT」…機器をインターネットにつないで情報を把握する仕組み

取組指標	小学校周辺の防犯カメラ機能付き防犯灯設置率	
	現状（2025）	目標（2029）
	0%	100%

＜重点取組＞

■データ活用による特殊詐欺対策の強化

特殊詐欺の発生状況や手口など、警察等から提供されるデータを活用し、市民への効果的な注意喚起を行います。

また、本市の各部署が日常業務で行う通知や周知の機会を活用し、通知等の対象者に応じた防犯情報をあわせて届けるなど、効率的・効果的に被害防止や犯罪の加担防止につなげます。

取組指標	防犯対策を実施していると答えた市民の割合	
	現状（2025）	目標（2029）
	67.3%	75%

■防犯情報の迅速・効果的な発信

多様化する犯罪の発生情報や速やかな注意喚起を要する防犯情報について、LINE等のSNSや防犯Eメールなど、即時性の高い手段を活用して、スピーディーな周知を図ります。

また、様々な広報媒体を通じて、自らを守る防犯の取組等を分かりやすく発信し、一人ひとりの防犯行動につなげます。

取組指標	防犯対策を実施していると答えた市民の割合	
	現状（2025）	目標（2029）
	67.3%	75%

＜重点取組＞

■「よこはま安心ボックス」の設置支援

ネット通販の普及等に伴い、宅配需要が高まる中で、対面での受け取りへの不安や、盗難、個人情報流出等のリスクがあることを踏まえ、宅配ボックスの設置費用を補助し、安心して荷物を受け取れる環境づくりを進めます。また、再配達削減により、環境負荷の低減にもつなげます。

取組指標	防犯対策を実施していると答えた市民の割合	
	現状 (2025)	目標 (2029)
	67.3%	75%

■地域防犯カメラの設置支援

自治会町内会への防犯カメラの設置補助を通じて、地域の防犯活動を支援し、地域主体の防犯力向上を目指します。

取組指標	防犯カメラの設置率 (自治会町内会新規要望充足率)	
	現状 (2025)	目標 (2029)
	60%	100%

■「ながら見守り※」の強化

通勤・通学や買い物、散歩など、日常生活の中での行動に防犯の視点を取り入れる「ながら見守り」の取組を推進します。無理のない形で地域の見守りを広げることで、地域の安心感の向上を図ります。

取組指標	自治会町内会の防犯活動実施率	
	現状 (2020)	目標 (2029)
	65.7%	100%

※「ながら見守り」は、わんわんパトロールやランニングパトロールなどのほか、自治会町内会等で行っている清掃活動など、身近な地域活動の中に防犯の視点を取り入れることで実践できる見守りです。

■「ハマパト」のモデル実施

地域の自主パトロールが困難な時間帯に、青色回転灯等を装備した車両による防犯パトロール「ハマパト」をモデル実施し、有効性や運用上の課題を整理します。モデル実施にあたっては、実施結果を地域と共有するなどして、地域防犯対策の強化につなげていきます。

取組指標	自治会町内会の防犯活動実施率	
	現状 (2020)	目標 (2029)
	65.7%	100%



旭共募発第 10 号
令和 8 年 6 月 19 日

各地区連合自治会町内会長 様

共同募金会旭区支会
支会長 内田 裕朗

令和 8 年度共同募金運動資材調査について（ご依頼）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

昨年は共同募金運動の実施に格別のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今年も 10 月 1 日から全国一斉に共同募金運動が始まります。旭区におきましても様々な募金活動を予定しております。お忙しい時期にお手数をおかけしますが、自治会町内会の皆様にも戸別募金へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

つきましては、募金運動実施にあたり、資材に関する調査へのご協力をお願いいたします。

なお、北海道共同募金会に関する報道につきまして、皆さまに大変なご心配をおかけし大変申し訳ございません。旭区支会としましても大切な募金をお預かりする立場として、なお一層の管理体制の徹底に努める所存です。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1 お願ひしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】資材調査へのご回答をお願いいたします。

2 単位会長の皆様への依頼内容

次の書類（以下 4 種類）が入った封書を、各自治会町内会長あてに郵送いたします。

（1）各自治会町内会長あて封書内容

①自治会町内会長あて依頼文

②令和 8 年度 戸別募金関連資材調査

③令和 8 年度 共同募金運動（戸別募金）専用資材についてのご説明

④返信用封筒

（2）調査の提出期限

【受付期限】令和 8 年 7 月 15 日（水）

【提出方法】FAX または返信用封筒（切手不要）メール、下記 Web フォームへのご回答にてご連絡ください。

※ご提出のない場合は、各自治会町内会長あてに昨年度と同数の資材をお送りさせていただきますので、ご了承ください。

（3）資材発送日 令和 8 年 9 月下旬（予定）

以下の二次元コードからも
回答を受け付けています。



【事務局】共同募金会旭区支会（旭区社会福祉協議会内）

担 当：菊地（きくち）・長谷川（はせがわ）

電 話：392-1123 / F A X：392-0222

メール：asahi-ks@ceres.ocn.ne.jp

各自治会町内会長 様

共同募金会旭区支会
支会長 内田 裕朗

令和 8 年度共同募金運動資材調査について（ご依頼）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より共同募金運動の実施に格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年も 10 月 1 日から全国一斉に共同募金運動が始まります。旭区におきましても様々な募金活動を予定しております。お忙しい時期にお手数をおかけしますが、自治会町内会の皆様にも戸別募金へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

つきましては、募金運動実施にあたり、資材に関する調査へのご協力をお願いいたします。

なお、北海道共同募金会に関する報道につきまして、皆さまに大変なご心配をおかけし大変申し訳ございません。旭区支会としましても大切な募金をお預かりする立場として、なお一層の管理体制の徹底に努める所存です。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1 依頼内容

『令和 8 年度 戸別募金関連資材調査』のご提出をお願いいたします。

(1) 各自治会町内会長あて封書内容

- ①本状
- ②令和 8 年度 戸別募金関連資材調査
- ③令和 8 年度 共同募金運動（戸別募金）専用資材についてのご説明
- ④返信用封筒

(2) 調査の提出期限

【受付期限】令和 8 年 7 月 15 日（水）

【提出方法】FAX または返信用封筒（切手不要）メール、下記 Web フォームへのご回答にてご連絡ください。

※ご提出のない場合は、各自治会町内会長あてに昨年度と同数の資材をお送りさせていただきますので、ご了承ください。

(3) 資材発送日

令和 8 年 9 月下旬（予定）

以下の二次元コードからも
回答を受け付けています。



【事務局】共同募金会旭区支会（旭区社会福祉協議会内）

担 当：菊地（きくち）・長谷川（はせがわ）

電 話：3 9 2－1 1 2 3 / FAX：3 9 2－0 2 2 2

メー ル：asahi-ks@ceres.ocn.ne.jp

令和8年7月15日(水)までにご回答をお願いします。

【送付先】共同募金会旭区支会 担当：菊地（きくち）・長谷川（はせがわ）

FAX：045-392-0222 Mail：asahi-ks@ceres.ocn.ne.jp

※右記二次元コードよりWebフォームからご回答いただくこともできます。



NO.《No》 《自治会・町内会》

記入者名： 連絡先：

令和8年度 戸別募金関連資材調査

1. ①資材希望数について 変更なし ・ 変更あり※変更部分のみご記入ください。
②資材送付先について 変更なし ・ 変更あり※以下に送付先をご記入ください。

2. 希望する資材数（変更部分のみご記入ください）

No.	配布内容	前年度送付数	今年度希望数
自治会町内会用			
1	募金用（郵便局）払込用紙	《払込用紙》枚	
2	PR用ポスター（掲示板用）	《掲示物》枚	
班長・組長様用			
3	戸別募金（封筒募金）の取り扱いについて	《班数》枚	
4	委嘱状・ボランティア証	《班数》枚	
各世帯配付用			
5	共同募金のお願い【あさひだより】（世帯配布用）	《希望数》枚	
6	募金専用封筒（希望数）	《希望数》枚	
その他（ご希望があればご記入ください）			
7	赤い羽根（1シート100本）（希望数）	《希望》シート	
8	ありがとうステッカー（1シート12枚）（希望数）	《希望》シート	
9	領収書（1冊50枚綴）（希望数）	《希望》冊	

3. 資材配送先（選択・ご記入ください）

※未記入の場合は、前年度送付数と同数を自治会町内会長宅あてにお送りさせていただきます。

①自治会町内会長宅

※令和8年7月1日時点の旭区役所地域振興課の名簿に基づき、送付を予定しています。

②その他（以下に送付先をご記入ください）

住所	〒 旭区
宛先 （氏名等）	
電話番号	

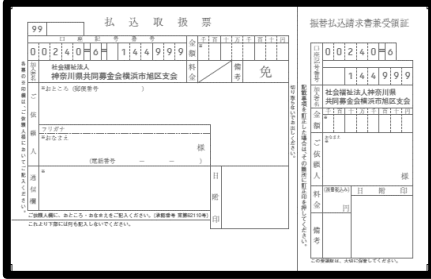
ご協力いただきありがとうございます。

令和8年度 共同募金運動（戸別募金）専用資材についてのご説明

（※一部の写真は昨年度以前のものです）

①募金用（郵便局）払込用紙
集められた募金を送金する際にご使用いただく払込用紙（青色）です。

※各種手数料はかかりません。



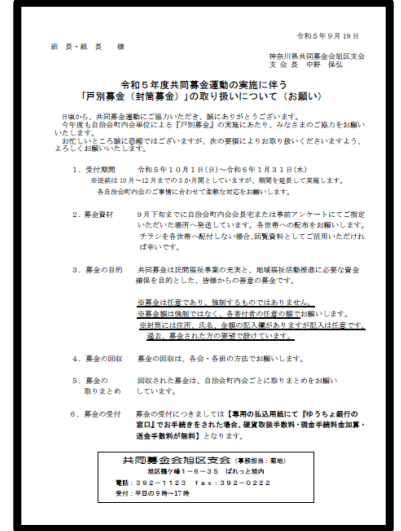
②PR用ポスター

共同募金運動の実施を呼びかける際に使用する、掲示板に掲示するためのポスターです。



③個別募金（封筒募金）の取り扱いについて

戸別募金の取り扱いについて記載した案内書類です。



④委嘱状・ボランティア証

各世帯に募金を依頼する際に携帯する、ボランティアの証明書です。



⑤共同募金のお願い【あさひだより】

各世帯の皆様へ共同募金へのご理解を深めていただくためのリーフレットです。



⑥募金専用封筒

各世帯に配布し、募金をお入れいただくための封筒です。



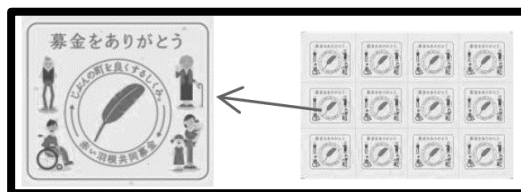
⑦赤い羽根

募金いただいた方のうち、希望される方にお渡しする、共同募金のシンボルです。（1シート100本入り）



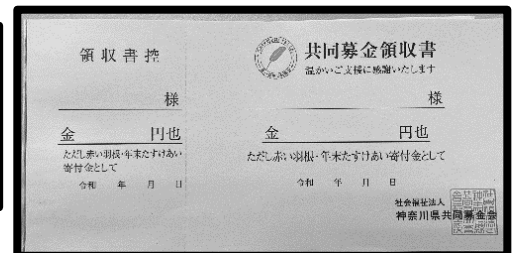
⑧ ありがとうステッカー

募金いただいた方のうち、希望される方にお渡しする、共同募金のシンボルです。（1シート12枚入り）



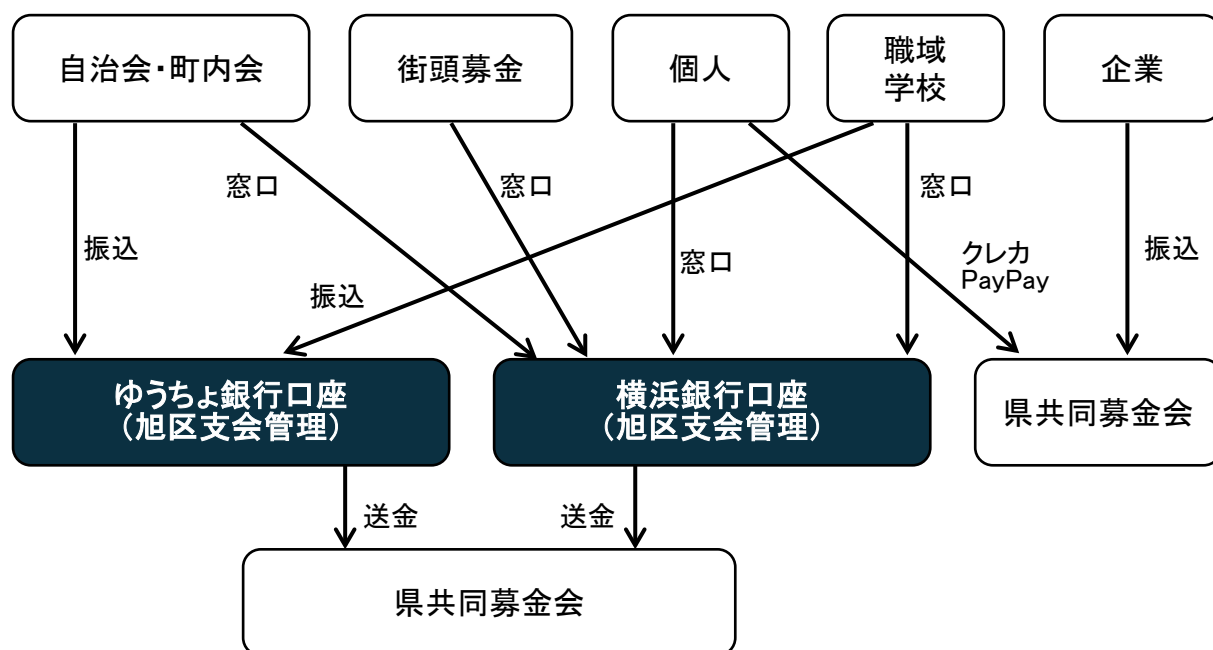
⑨領収書

募金いただいた方のうち、希望される方にお渡しする領収書です。（1冊50枚綴）



共同募金会旭区支会における募金管理体制について

(1) 募金の流れ



(2) 入金・送金時のチェック体制

1-1 窓口での受付時

- ・必ず職員2名以上の体制で金額を確認し、領収書を作成、お渡ししています。
- ・お預かりした募金はすぐに金庫に入れます(入庫時に『現金出納簿』に記入し2名でチェック)。7日以内に横浜銀行口座へ移します。
- ・毎日金庫内の現金額を確認し、職員・管理職2名でチェックします。

1-2 横浜銀行口座への入金時

- ・金庫から出す際は2名で確認します(出庫時に『現金出納簿』に記入し2名でチェック)。

2 振込用紙を利用時の受付時

- ・直接ゆうちょ銀行口座に振込されます。
- ・県共同募金会へ送金するまでは移動しません。
- ・各自治会町内会様よりお送りいただいた額についてはゆうちょ銀行からの記録を元に確認しています。

3 県共同募金会への送金時

- ・送金は11月末、3月末時点の募金を全額送金しています。ゆうちょ銀行口座、横浜銀行口座から直接県共同募金会の指定口座へ振込を行います。

4 会計処理

- ・窓口受付時、振込受付が発生した時点で収入伝票を作成、また県共同募金会への送金時についても伝票を作成し複数名でチェックしています。
- ・毎月試算表を作成し、月末時点での募金残高等について複数名でチェックしています。

「2027年国際園芸博覧会」 大規模小売店舗立地法に基づく地元説明会のご案内

■大規模小売店舗立地法及び説明会開催の趣旨

この法律は、大規模小売店舗が新たに立地する場合に、周辺地域の生活環境への影響が適切に配慮されるよう、建物設置者に対して求めるものです。

このたび、「公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会」は、大規模小売店舗立地法に基づき、その届出内容を説明させていただくため、下記の日程にて説明会を開催いたします。

「2027年国際園芸博覧会」については、会場予定地内の小売店舗合計面積が1,000㎡を超えるため大規模小売店舗立地法の届出対象となります。届出日から2カ月以内に説明会を開催することが定められておりますので、地元説明会を下記のとおり開催いたします。なお、本説明会は法律の趣旨に則り、駐車場の設置・運営計画、荷さばき施設の整備・運営計画、騒音の発生に対する対策等に関する説明となります。出展者やテナントの詳細、イベント等に関する説明はありませんのでご了承ください。

■説明会の日時・場所

【1回目】

日時 令和8年7月24日（金）
午後7時00分～午後8時00分
場所 旭公会堂 講堂
住所 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12
旭区総合庁舎4階

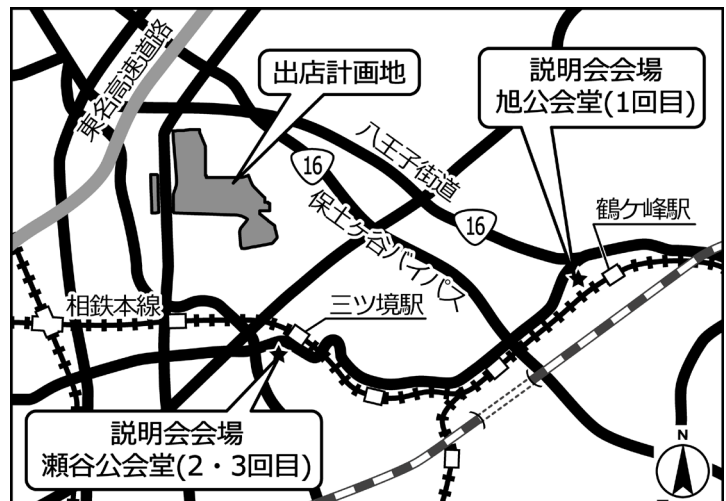
【2回目】

日時 令和8年7月26日（日）
午後7時00分～午後8時00分
場所 瀬谷公会堂 講堂
住所 横浜市瀬谷区二ツ橋町190

【3回目】

日時 令和8年7月27日（月）
午後7時00分～午後8時00分
場所 瀬谷公会堂 講堂
住所 横浜市瀬谷区二ツ橋町190

説明会会場案内図



※各会場は駐車場（有料）に限りがございます。

※各回の説明内容は同一のものでございます。

■計画の概要

- | | |
|---|---|
| <p>1. 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 2027年国際園芸博覧会
所在地 横浜市瀬谷区瀬谷町の一部、横浜市旭区上川井町の一部</p> <p>2. 設置者の名称及び住所
名称 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会
住所 横浜市中区住吉町1丁目13番地 松村ビル本館</p> <p>3. 小売業を行う者の名称及び住所
未定</p> <p>4. 新設をする年月日
令和9年3月19日（予定）</p> | <p>5. 物販店舗の店舗面積
14,000㎡</p> <p>6. 物販店舗の営業時間
午前9時30分～午後9時30分</p> <p>7. 駐車場届出台数
936台（総収容台数6,400台）</p> <p>8. 駐輪場届出台数
475台（総収容台数1,500台）</p> |
|---|---|

■お問い合わせ先

（計画に関するお問い合わせ）

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会
横浜市中区住吉町1丁目13番地 松村ビル本館8階
整備部 計画課
Tel 045-307-2047 平日（月～金）9:00～17:00

（説明会に関するお問い合わせ）

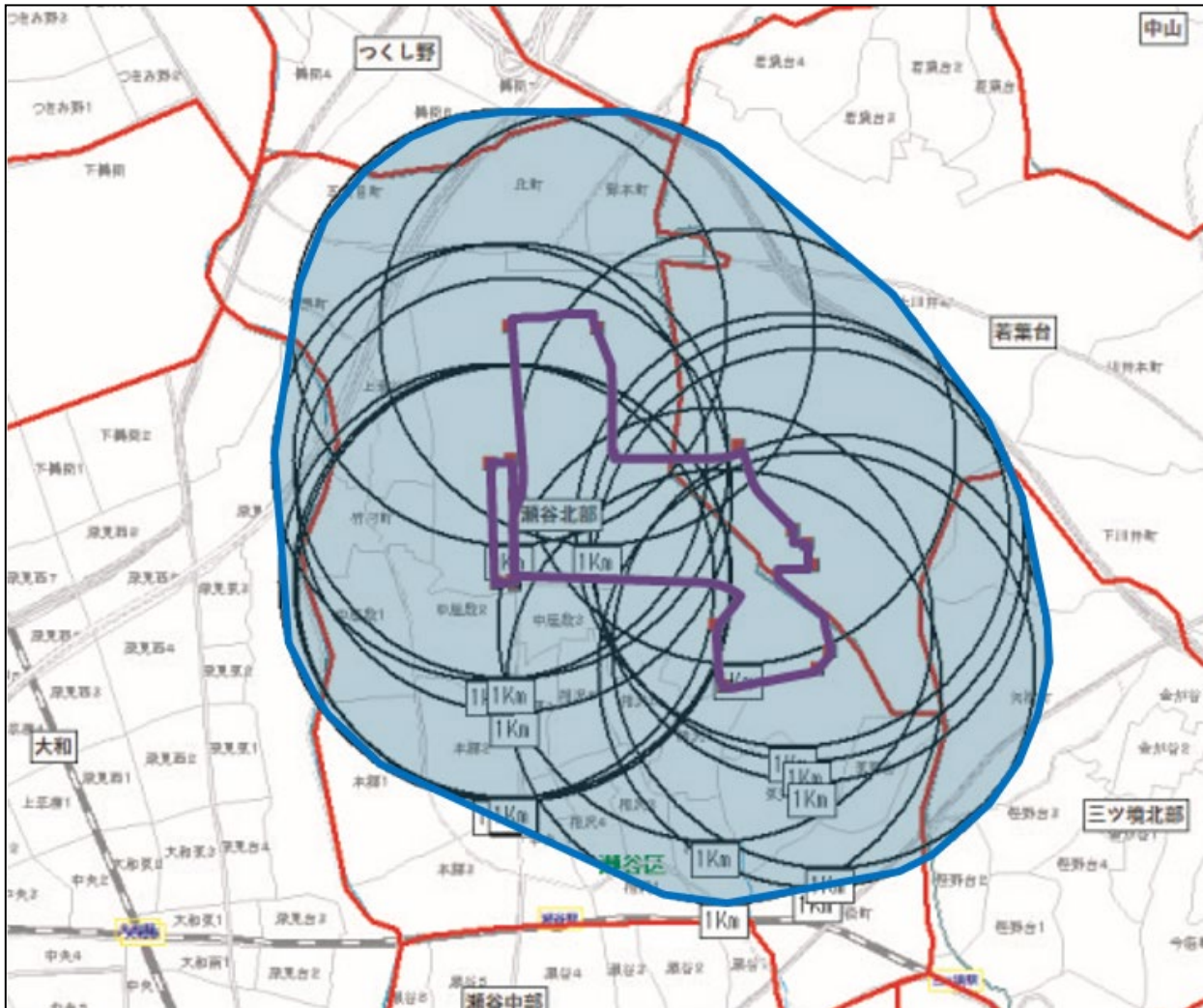
株式会社エスパシオコンサルタント
東京都中央区新川1丁目6番1号
環境企画課 説明会係
Tel 03-6222-2209 平日（月～金）10:00～17:00

【別紙】

説明会開催の公告につきましては、「横浜市における大規模小売店舗に係る手続の手引」に基づき、つぎのとおり行います。

- ・店舗敷地境界から1kmの範囲で購読される、市場占有率が上位の日刊新聞紙（3紙以上）への開催案内チラシの折り込み

なお、店舗敷地境界から1kmについてはつぎの青枠範囲になります。



保土ヶ谷バイパス 上川井 IC 夜間ランプ通行止めのお知らせ

八王子街道の拡幅に伴い、国道16号保土ヶ谷バイパス上川井ICのランプの舗装工事を行うため、7月から11月まで、延べ19日間で夜間ランプ通行止めを実施します。通行止め日時の詳細は、道路交通情報や現地の工事予告看板等でお知らせします。ご理解とご協力をお願いします。

1 通行止め箇所

通行止め① 保土ヶ谷バイパス 下り線 上川井IC 入口ランプ

①-1 八王子街道上り（横浜市街方面）から流入する入口

①-2 八王子街道下り（相模原方面）から流入する入口

通行止め② 保土ヶ谷バイパス 下り線 上川井IC 出口ランプ

②-1 八王子街道上り（横浜市街方面）へ流出する出口

②-2 八王子街道下り（相模原方面）へ流出する出口

通行止め③ 保土ヶ谷バイパス 上り線 上川井IC 入口ランプ

③-1 八王子街道上り（横浜市街方面）から流入する入口

③-2 八王子街道下り（相模原方面）から流入する入口

通行止め④ 保土ヶ谷バイパス 上り線 上川井IC 出口ランプ

④-1 八王子街道上り（横浜市街方面）へ流出する出口

④-2 八王子街道下り（相模原方面）へ流出する出口

※保土ヶ谷バイパス本線は上下線とも通行可能です。

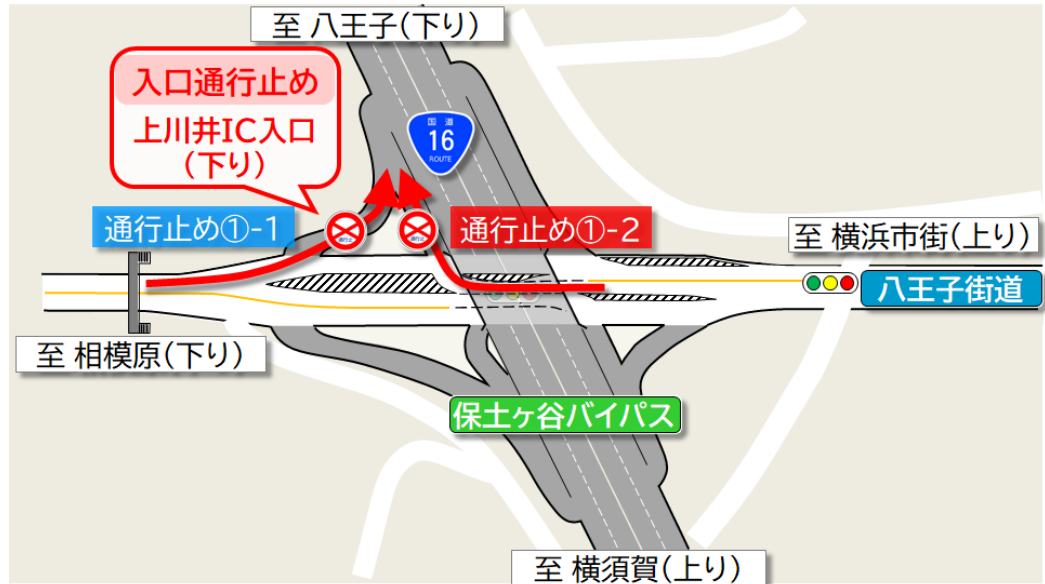
2 通行止め位置図



3 各通行止め箇所の詳細

(1) 通行止め① 保土ヶ谷バイパス 下り線 上川井IC入口

通行止め
箇所



通行止め
日程

7月						
日	月	火	水	木	金	土
12	13	14	15	16	17	18
	21時～翌5時 通行止め①-1	21時～翌5時 通行止め①-1				
	21時～翌5時 通行止め①-2	21時～翌5時 通行止め①-2				
19	20	21	22	23	24	25
	21時～翌5時 通行止め①-1	21時～翌5時 通行止め①-1			予備日	
	21時～翌5時 通行止め①-2	21時～翌5時 通行止め①-2			予備日	
26	27	28	29	30	31	8/1
	予備日	予備日	予備日	21時～翌5時 通行止め①-1	予備日	
	予備日	予備日	予備日	21時～翌5時 通行止め①-2	予備日	

通行止め① 保土ヶ谷バイパス 下り線 上川井 IC 入口

8月						
日	月	火	水	木	金	土
2	3	4	5	6	7	8
					21時～翌5時 通行止め①-2	
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
	予備日					

9月						
日	月	火	水	木	金	土
8/30	31	1	2	3	4	5
				21時～翌5時 通行止め①-2	予備日	

10月						
日	月	火	水	木	金	土
18	19	20	21	22	23	24
		21時～翌5時 通行止め①-1	21時～翌5時 通行止め①-1	予備日	予備日	
		21時～翌5時 通行止め①-2	21時～翌5時 通行止め①-2	予備日	予備日	
25	26	27	28	29	30	31
	21時～翌5時 通行止め①-1	予備日				
	21時～翌5時 通行止め①-2	予備日				

通行止め① 保土ヶ谷バイパス 下り線 上川井IC入口

迂回路

至八王子(下り) 至渋谷 至東京



至八王子(下り) 至渋谷 至東京



(2) 通行止め② 保土ヶ谷バイパス 下り線 上川井IC出口



通行止め日程

9月						
日	月	火	水	木	金	土
13	14	15	16	17	18	19
		21時～翌5時 通行止め②-1	21時～翌5時 通行止め②-1	予備日	予備日	
20	21	22	23	24	25	26
	21時～翌5時 通行止め②-2	21時～翌5時 通行止め②-2	予備日	予備日		
10月						
日	月	火	水	木	金	土
25	26	27	28	29	30	31
			21時～翌5時 通行止め②-1	予備日	21時～翌5時 通行止め②-1	
11月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	予備日		21時～翌5時 通行止め②-2	予備日		

(3) 通行止め③ 保土ヶ谷バイパス 上り線 上川井IC入口

通行止め箇所



通行止め日程

8月						
日	月	火	水	木	金	土
23	24	25	26	27	28	29
			21時～翌5時 通行止め③-1	21時～翌5時 通行止め③-1	予備日	
30	31	9/1	2	3	4	5
	予備日					

10月						
日	月	火	水	木	金	土
25	26	27	28	29	30	31
	21時～翌5時 通行止め③-1	予備日			21時～翌5時 通行止め③-1 21時～翌5時 通行止め③-2	

11月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	予備日					
	予備日					

裏面あり

通行止め③ 保土ヶ谷バイパス 上り線 上川井IC入口

迂回路 至八王子(下り) 至渋谷 至東京



至八王子(下り) 至渋谷 至東京

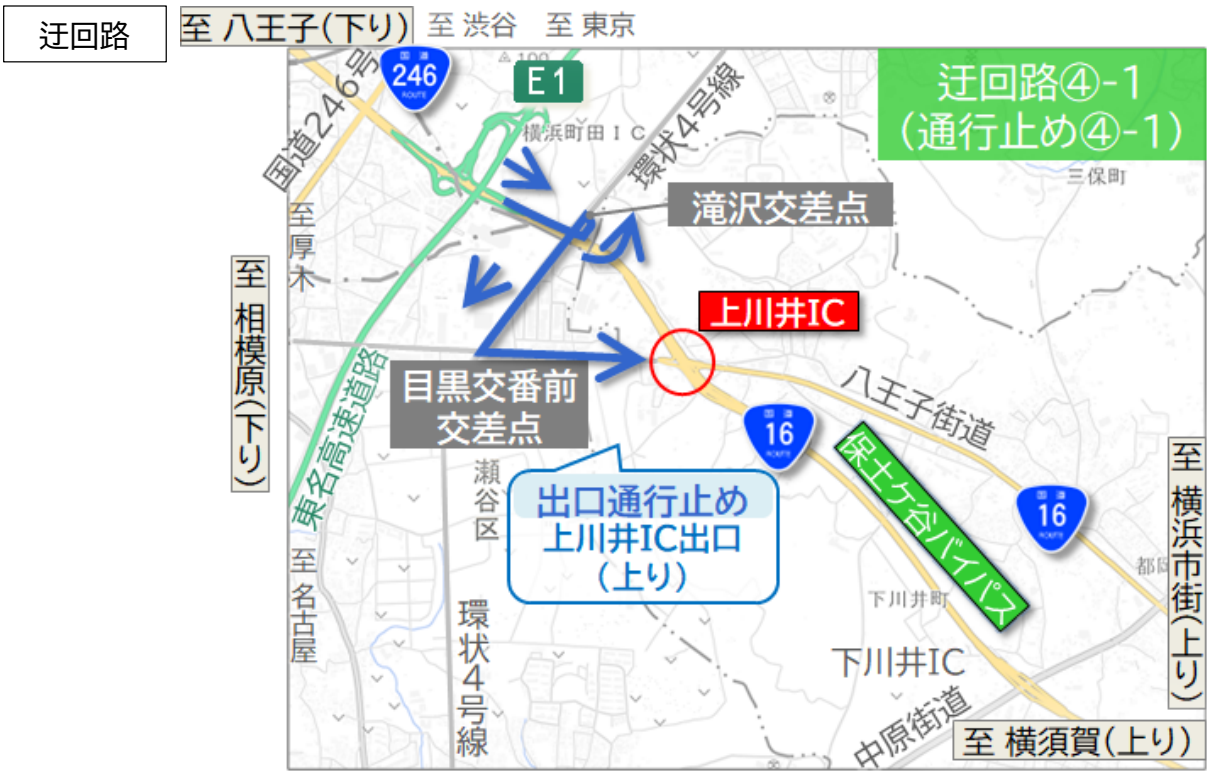


(4) 通行止め④ 保土ヶ谷バイパス 上り線 上川井IC出口



通行止め日程

10月						
日	月	火	水	木	金	土
18	19	20	21	22	23	24
		21時～翌5時 通行止め④-1	21時～翌5時 通行止め④-1	予備日	予備日	
		21時～翌5時 通行止め④-2	21時～翌5時 通行止め④-2	予備日	予備日	



裏面あり

通行止め④ 保土ヶ谷バイパス 上り線 上川井 IC 出口



※ 荒天が続く場合には、さらに延期することがあります。その際の日程は横浜市ホームページでお知らせします。

<担当>

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 上瀬谷整備推進課

内山、中村、井坂、鯉沼

TEL : 045-900-0702 FAX : 045-550-4098

E-mail: da-kamisui@city.yokohama.lg.jp

左近山地区での自動運転EVバスの 実証実験結果報告



相鉄バス株式会社

実証実験の概要

目的

持続可能な地域公共交通の実現に向けて、バス運転士不足に対応し、既存のバス路線を維持するために自動運転バスの実証実験を実施

運行ルート

二俣川駅南口 ~ 左近山団地第5
片道 4.38km

運行期間

令和8年 1月16日～2月19日

運行形式

自動運転レベル2
運転席に運転士を配置し、必要に応じて運転士が手動で介入を行う形での走行)

車両

Minibus 2.0
(ティアフォー製 小型電気EVバス)
定員16名 / 最高速度35km/h



■実施体制

- 自動運転バス運行に関すること
相鉄バス株式会社
- 車両・システムに関すること
A-Drive株式会社
- 実証実験支援に関すること
横浜市道路・交通政策局 交通政策課 (昨年度:都市整備局 交通企画課)

目標達成状況

97.5%

自動走行割合

目標85%以上

98.6%

交差点通過
成功率

目標90%

99.6%

信号認識率

目標90%

項目	目標値	結果	判定
横断歩道通過時の自動運転成功率	80%	98.1%	達成
路上駐車車両回避成功率	50%	37.1%	未達成
1便当たり手動介入回数	10回以内	2.26回	達成

総乗車人数

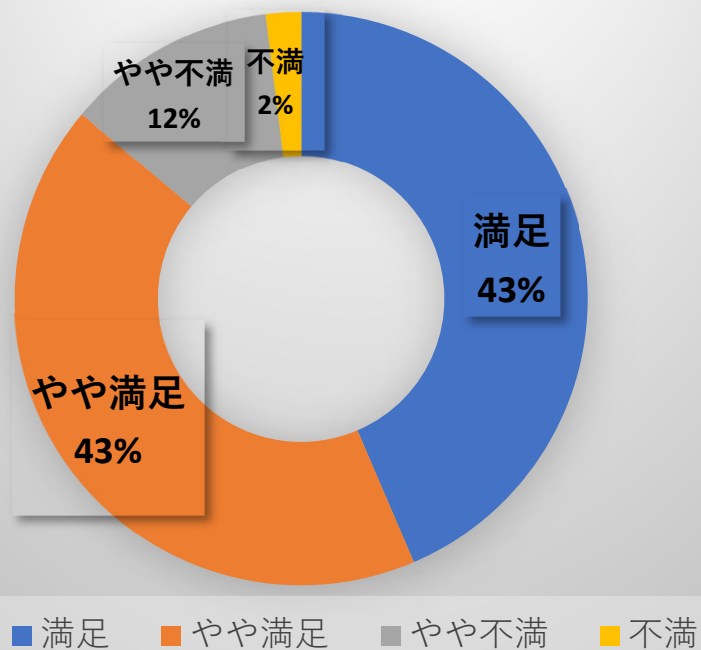
1,701人

25日間

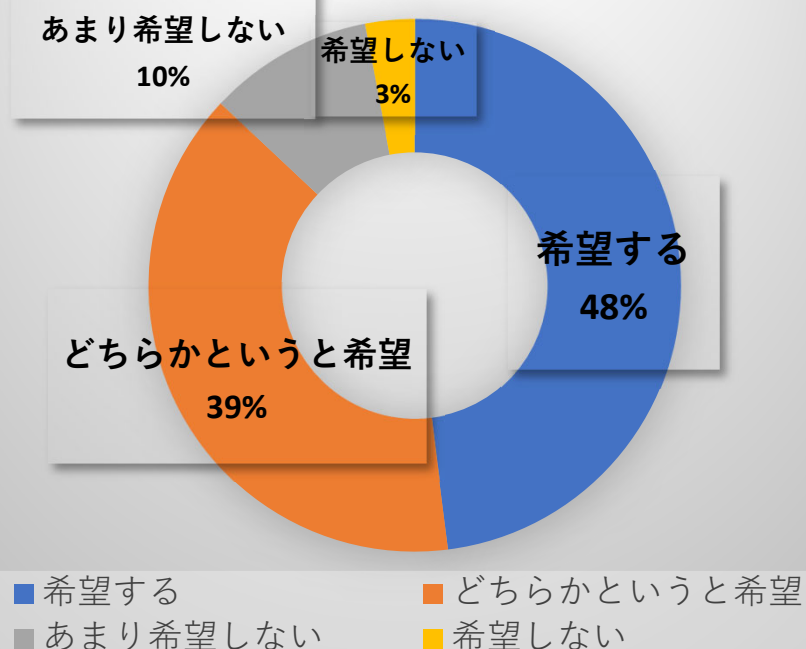
利用者アンケート結果

回答者数：452人（利用者の約半数が回答）

乗車の満足度



再利用の意向



■ 乗車の満足度

・ 86%が満足と回答

■ 再利用の意向

・ 87%が希望すると回答

■ 課題

- ・ 約6割が危険を感じたと回答
- ・ 危険を感じた場面は、「停止時」が50%で最も多く、次いで「緊急停止時」が47%

実証実験の課題を踏まえて、引き続き社会実装に向けて検討を進めます。

自動運転バス実証 実施報告



2026年6月19日

NTTドコモビジネス株式会社

NTTアドバンステクノロジー（株）、（株）NTTデータ経営研究所、スタンレー電気（株）、（株）東海理化、ドコモ・テクノロジー（株）、相鉄バス（株）、先進モビリティ（株）、NTTアクセスサービスシステム研究所、NTTネットワークサービスシステム研究所

協力：横浜市経済局

1. 実証概要

近年、運転手不足により公共バスの維持が難しくなっています。
将来的に運転手が減ってもバスが維持できるよう、自動運転バスへの営業運行の検討のため実証事業を実施いたしました。
本実証事業では、高品質なサービスを確立することを目的に、鶴ヶ峰駅～よこはま動物園のルートで運行いたしました。

実証期間	■ 運行期間 2026年1月17日(土)～2026年1月22日(木) ※土日含む ※準備運行：2025年12月25日(木)～2026年1月15日(木)	運行時間帯	9時～17時 ※30～45分に1便の間隔で運行
------	--	-------	-----------------------------------

走行車両

定員：11人



小型バス（ポンチョ）2台

乗車方法

事前予約制

専用webサイトからの予約により、どなたでも乗車可能

※本実証では運転手が同乗しました。

必要に応じて運転手が手動に切り替えて対応することで、事故なく安全に実施致しました。

2. 運行ルートとバス停

運行ルート



— 走行ルート (相鉄バス 旭10系統)



乗降場所

- ・ 鶴ヶ峰駅
- ・ よこはま動物園正門

渋滞回避のための停留所 ※ 乗降不可

状況に応じてバス停 (停留所) に停車し、後続の車両を先に行かせることで渋滞発生を回避致しました。

- ・ 立丁場
- ・ 代官前
- ・ 谷戸入口
- ・ 旭陵高校坂下

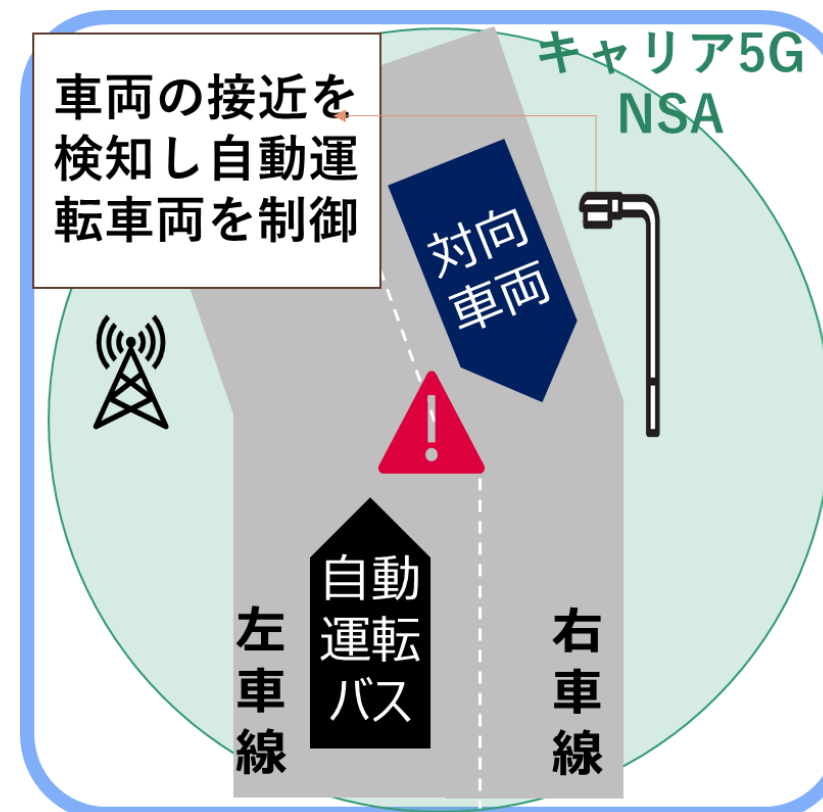
3. 検証項目

今回の実証では、離合制御（狭い場所でのすれ違い）と車列回避の検証を行いました。



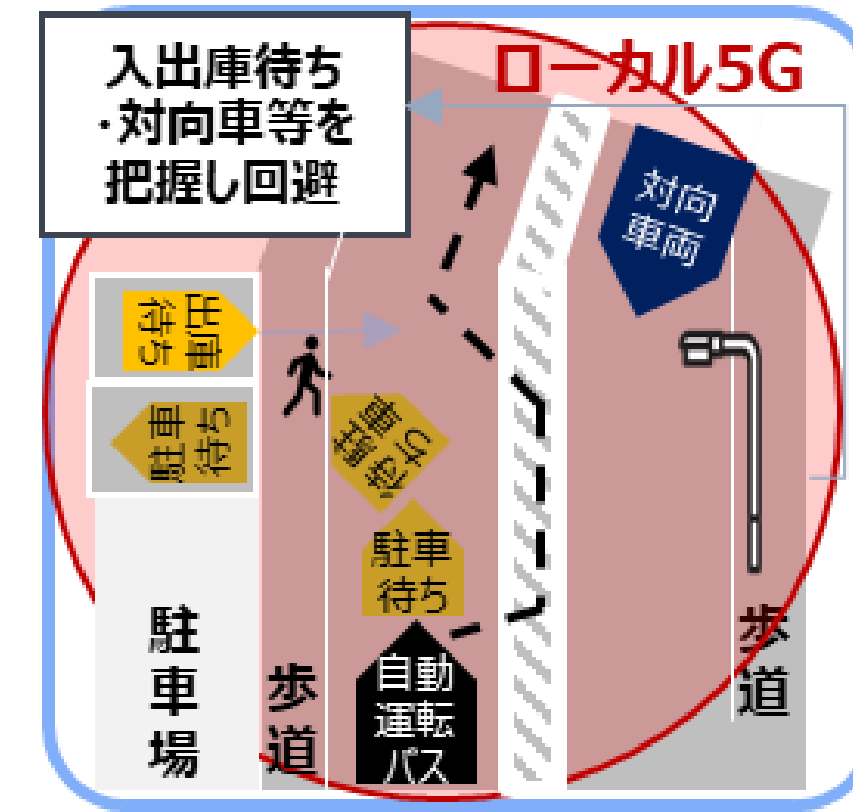
離合制御地点

- 1 鶴ヶ峰自動車学校付近



車列回避地点

- 2 よこはま動物園 駐車場付近



※スマート道路灯は、車両の接近等を検知し、自動運転バスを制御するために設置しました。

3-1. 検証結果

経路全体での自動走行達成率は**96.3%**となった。経路全体における路駐車、検証対象とは別の狭隘道路における対向車が主な手動介入要因であるため、システムの有用性を確認した各路車協調システムを活用することで自動走行達成率の改善が可能であると考えられる。

経路全体 96.3%

検証項目ごとの自動運転率は以下の通りです。

離合制御 99.13%



対向車が来ていることをドライバーにアラート表示し、バスは一時停止し、対向車通過後に発車。

車列回避 100%



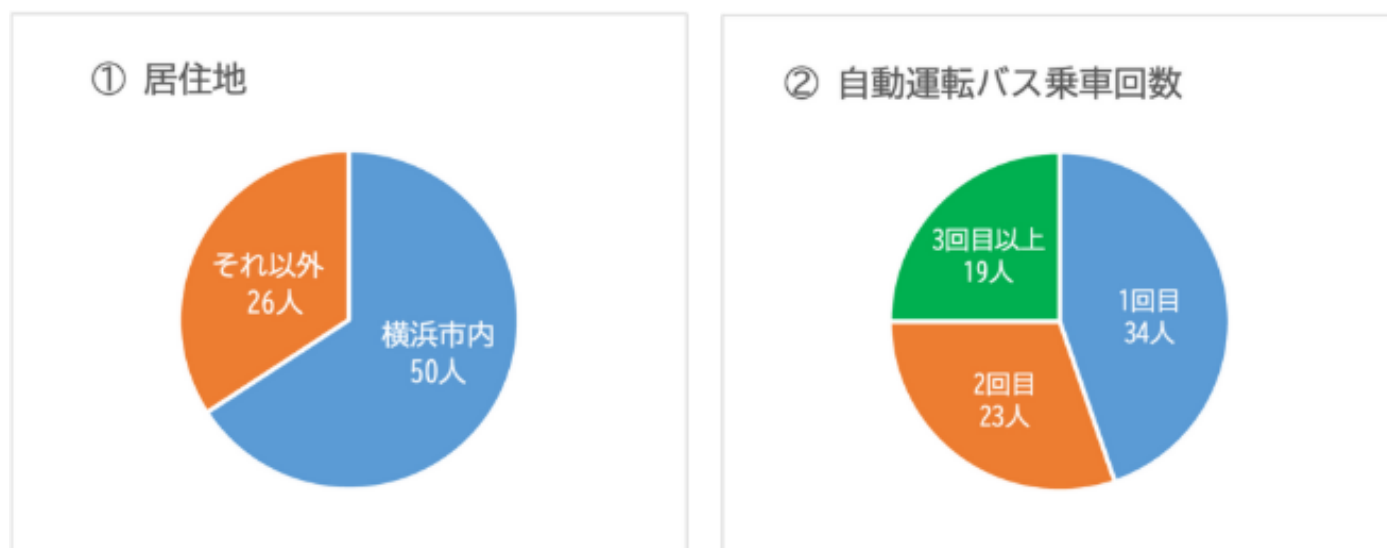
車列および道路灯からのカメラおよび物標情報に基づいた出庫車両が居ない場合に車列回避を実施。

自動運転化率とは…
1便の走行距離に対し、自動走行(走行距離-(手動介入+手動走行))を行った距離の割合

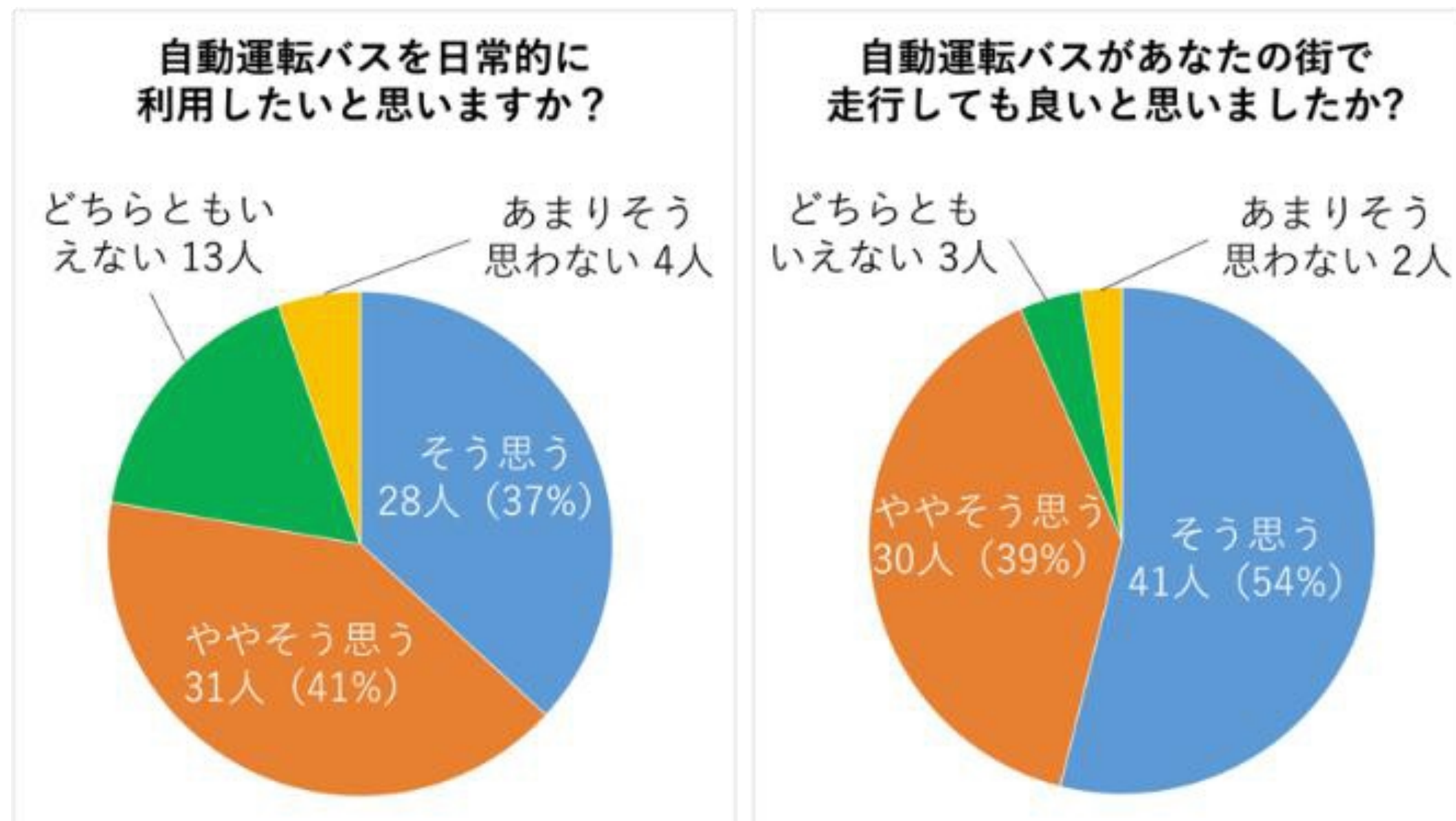
4. アンケート結果

試乗会参加者を対象にアンケートを実施致しました。
本調査では10代～60代の男女76名から回答を頂きました。

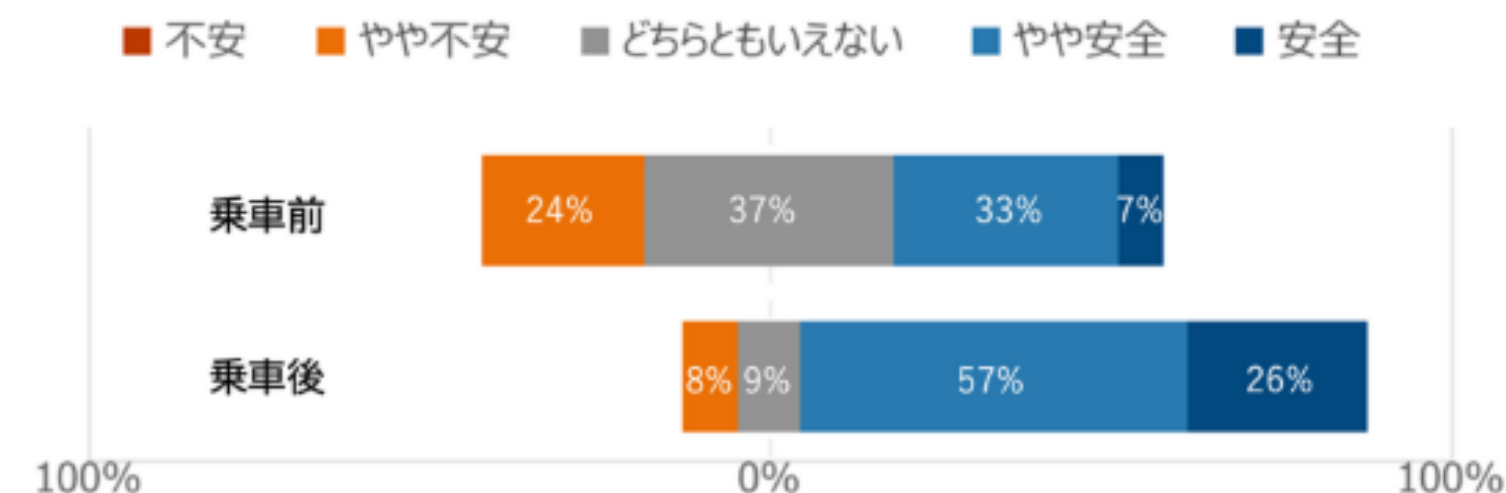
居住地、試乗回数について



日常的な利用意向について



安全に対する意識変容について



乗車前は「安全・やや安全」の合計が 40%
乗車後には 83% (安全 26% + やや安全 57%) へと倍増

ポジティブ : 59名 (78%)

ポジティブ : 71名 (93%)

西谷浄水場の再整備の進捗状況について

西谷浄水場では、安全で良質な水、災害に強く、環境にやさしい水道をめざし、耐震性が不足している施設の整備（ろ過池、排水池、導水路の整備）、水源の水質状況への対応（粒状活性炭処理の導入）、処理能力の増強（相模湖系統の水利権水量の全量処理）を目的に（図1）、浄水処理施設（図2）、排水処理施設、（図3）相模湖系導水路（図4）の再整備を進めています。

それぞれの整備工事で課題を解決しながら工程を管理しており、概ね順調に工事が進捗しています。

1 進捗状況

(1) 浄水処理施設

令和7年度は、凝集剤貯留棟および受電・自家発棟の築造と、既設配水池の解体（写真1）が完了しました。8年度は、沈でん池の改良と、ろ過池の築造に伴う掘削作業を進めます。

(2) 排水処理施設

令和7年度に、脱水機棟（写真2）や受電・自家発棟の築造が完了しました。8年度は、既設排水池の耐震補強を進めるとともに、脱水機の試験・運用開始および濃縮槽の機械設備更新を行います。

(3) 相模湖系導水路

令和7年度は、川井接合井シールドで約3,650m（進捗率63%）（写真3）、鶴ヶ峰接合井シールドで約240m（進捗率33%）の掘進が完了するとともに、西谷浄水場の立坑が完成しました。（図4）（表1）

令和8年度は、引き続きシールド掘進を進めるとともに、西谷浄水場からのシールドを9月頃の発進を予定しています。

また、旧旭瀬谷地域サービスセンターの立坑の施工を継続します。（表2）

2 事業スケジュール

施設の耐震化と処理能力の増強は令和12年度に、粒状活性炭処理の導入は、16年度に完了見込みです。

	R3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
浄水処理施設 (DB方式)				施設の耐震化・処理能力の増強 12年度完了見込								粒状活性炭処理の導入 16年度完了見込			
排水処理施設 (DBO方式)				施設の耐震化・処理能力の増強 9年度完了見込											
相模湖系導水路 (DB方式)				施設の耐震化・導水能力の増強 12年度完了見込											

3 今後のお知らせ（広報）について

本事業地は住宅地に近く、工事期間が長期に及ぶため、今後も地域住民の皆様への継続的な情報提供を実施していきます。

本事業が将来にわたって市民の皆様暮らしを支える重要な事業であることを広くお知らせするために、令和8年夏頃に、西谷浄水場の敷地内で、新たにインフォメーションセンターを開設します。

インフォメーションセンターの内容

西谷浄水場の完成模型、パネル展示、工事等のビデオ上映、現場見学会のVR体験

図1 西谷浄水場の整備範囲

図2 浄水処理施設（令和7・8年度施工範囲）

図3 排水処理施設（令和7・8年度施工範囲）

図4 相模湖系導水路の整備範囲



写真1 既設配水池解体完了



写真2 脱水機棟

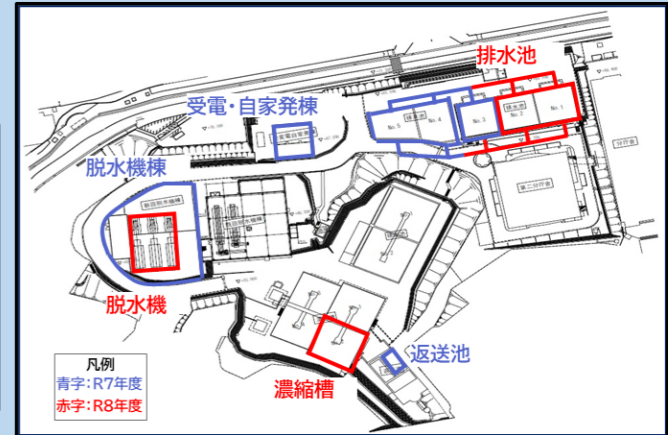


写真3 トンネル坑内(川井接合井)

表1 シールド工事

	発進地点	到達地点	計画延長	進捗状況	進捗率
①	川井接合井		5,786m	約3,650m掘進完了	63%
②	鶴ヶ峰接合井	旧旭・瀬谷地域サービスセンター	716m	約240m掘進完了	33%
③	西谷浄水場		2,750m	R8年9月頃発進予定	-

表2 立坑築造工事

	施工箇所	進捗状況	進捗率
A	西谷浄水場	R7年度 完成	100%
B	旧旭・瀬谷地域サービスセンター	R7～R8年度 継続施工	73%

旭地振第 471 号

令和 8 年 6 月 19 日

地区連合自治会町内会長 各位

旭区総務課長

旭区地域振興課長

旭区地域振興資源化推進担当課長

旭区安全安心功労者及び美化・リサイクル運動推進功労者の 表彰候補者推薦について（依頼）

日頃より地域における、安全安心及び美化・リサイクル運動の推進にご尽力を賜り、お礼申し上げます。

「あさひ安全安心表彰式」を旭公会堂にて開催予定です。

つきましては、表彰式へのご出席、及び表彰基準に基づく表彰候補者のご推薦をお願いいたします。

・旭区安全安心功労者(防犯部門・交通安全部門・防災部門)

区内において、防犯・交通安全・防災に寄与する活動の推進に功労のあった個人及び団体

・旭区美化・リサイクル運動推進功労者

区内において、美化・リサイクル運動の推進に功労のあった個人または団体

1 出席依頼について

(1) 開催日時（予定）

令和 8 年 9 月 30 日（水）14 時 30 分から 16 時 00 分まで

・旭区安全安心対策協議会総会：14 時 30 分から 14 時 50 分まで

・あさひ安全安心表彰式：15 時 00 分から 16 時 00 分まで

(2) 開催場所

・旭区安全安心対策協議会総会：旭公会堂 1・2 号会議室

・あさひ安全安心表彰式：旭公会堂講堂

2 推薦依頼について

(1) 推薦書提出期日

令和 8 年 8 月 3 日（月）

（各自治会町内会（連合未加入含む）から地区連合自治会町内会長への提出期限は 7 月 24 日（金）としております）

(2) 推薦書提出先

〒241-0022

旭区鶴ヶ峰 1-4-12

旭区地域振興課地域活動係 担当：丸山、池上、山田、小中

メール：as-chishin@city.yokohama.lg.jp

※ 要綱により、防犯部門・交通安全部門・防災部門の推薦者は旭区安全安心対策協議会会員、美化・リサイクル運動の推薦者は旭区連合自治会町内会連絡協議会と定められています。

推薦者は必ず地区連合自治会町内会長になります。

連合未加入の自治会町内会から推薦のご相談がありましたら、ご対応をお願いします。

※ 交通安全部門については、「旭交通安全協会長の表彰を受けている」「過去 3 年以内に交通事故・違反等により処分を受けていない」等の基準を満たさない場合、表彰対象外となります。

旭区安全安心功労者(防犯部門・防災部門・交通安全部門)の表彰対象者の基準について

旭区内の安全安心活動の推進において、次のいずれかに該当する、業績または功労が特に顕著で、他の範とするに足る個人及び団体とする。

- (1) 広報啓発、教育、訓練、街頭活動等に尽力し、安全安心なまちづくりに多大な貢献が認められ、原則としてその活動が3年以上継続的に行われているもの
- (2) 安全安心活動において優れた発明、調査、研究に尽力し、功績があり、警察署等専門機関の評価を得られたもの
- (3) 資材、物品、施設等を寄付し、安全安心活動の推進に寄与したもの（5万円以上の金品の寄付のあったもの）
- (4) その他、安全安心活動の推進に寄与したもの（交通安全の部においては、原則として旭交通安全協会長の表彰を受けたもの）

なお、次に該当するものは対象者となることができない。

- (1) 過去に同一の業績または功労により、本表彰を受けたもの
- (2) 過去に同一の業績または功労により、神奈川県知事、神奈川県警察本部長、神奈川県交通安全協会長、神奈川県防犯協会連合会長、横浜市長、横浜市交通安全協会長、横浜市防犯協会連合会長のいずれかの表彰を受けたもの
- (3) 本表彰の対象となる活動を営利、営業の目的または職務として行うもの
- (4) 交通安全の部にあっては、過去3年以内に自己の責任による交通事故、交通違反により、刑事処分、行政処分または交通反則通告処分を受けたことのあるもの
- (5) 防犯の部にあっては、過去3年以内に犯罪をおかし、刑事処分、行政処分を受けたことのあるもの

旭区美化・リサイクル運動推進功労者の表彰対象者の基準について

旭区内の旭区美化・リサイクル運動推進において、次のいずれかに該当する、業績または功労が特に顕著で、他の範とするに足る個人及び団体とする。

- (1) 公共施設及びこれに準ずるものの清掃活動に尽力し、多大な貢献が認められるもの。(清掃)
- (2) ごみの減量化・資源化(リサイクル)の推進に寄与したもの。(リサイクル)
- (3) 指導、啓発、広報活動等に尽力し、本運動の思想普及に多大な貢献が認められるもの。(広報)
- (4) 花いっぱい活動及び緑化活動に尽力し、多大な成果をあげたもの。(花いっぱい、緑化)
- (5) 資材、物品、施設等を寄付し、本運動の推進に寄与したもの。(寄付)
(5万円相当以上の資材、物品等の寄付をしたもの)
- (6) その他、旭区美化・リサイクル運動の推進に寄与したもの。(その他)

※(1)から(4)まで及び(6)については、原則としてその活動が3年以上継続しているもの。

担当：【防犯部門】 旭区役所地域振興課（窓口 21 番）
丸山・山田 TEL 9 5 4 - 6 0 9 5

【防災部門】 旭区役所総務課（窓口 24 番）
鈴木・涌井・薄田・水澤 TEL 9 5 4 - 6 0 0 7

【交通安全部門】 旭区役所地域振興課（窓口 21 番）
池上・小中 TEL 9 5 4 - 6 0 9 6

【美化・リサイクル運動】 旭区役所地域振興課（窓口 21 番）
池上・小中 TEL 9 5 4 - 6 0 9 6

旭地振第 471 号

令和 8 年 6 月 19 日

自治会町内会長 各位

旭区総務課長

旭区地域振興課長

旭区地域振興資源化推進担当課長

旭区安全安心功労者及び美化・リサイクル運動推進功労者の
表彰候補者推薦について（依頼）

日頃より地域における、安全安心及び美化・リサイクル運動の推進にご尽力を賜り、お礼申し上げます。

「あさひ安全安心表彰式」を旭公会堂にて開催予定です。

つきましては、表彰基準に基づき、表彰候補者のご推薦をお願いいたします。

・旭区安全安心功労者(防犯部門・防災部門・交通安全部門)

区内において、防犯・防災・交通安全に寄与する活動の推進に功労のあった個人及び団体

・旭区美化・リサイクル運動推進功労者

区内において、美化・リサイクル運動の推進に功労のあった個人または団体

1 推薦書提出期日

令和 8 年 7 月 24 日（金）

※自治会町内会長様から各連合自治会町内会長様へ推薦書を御提出ください。

その後、各連合自治会町内会長様が取りまとめのうえ、8 月 3 日（月）までに旭区地域振興課にご提出いただくこととしています。

2 推薦書提出先

各連合自治会町内会長

※ 要綱により、防犯部門・防災部門・交通安全部門の推薦者は旭区安全安心対策協議会会員、美化・リサイクル運動の推薦者は旭区連合自治会町内会連絡協議会と定められています。連合未加入の自治会町内会の皆様の推薦にあたっては、近隣の連合自治会町内会長様へ御相談ください。

※ 交通安全部門については、「旭交通安全協会長の表彰を受けている」「過去 3 年以内に交通事故・違反等により処分を受けていない」等の基準を満たさない場合、表彰対象外となります。

裏面あり

旭区安全安心功労者(防犯部門・防災部門・交通安全部門)の表彰対象者の基準について

旭区内の安全安心活動の推進において、次のいずれかに該当する、業績または功労が特に顕著で、他の範とするに足る個人及び団体とする。

- (1) 広報啓発、教育、訓練、街頭活動等に尽力し、安全安心なまちづくりに多大な貢献が認められ、原則としてその活動が3年以上継続的に行われているもの
- (2) 安全安心活動において優れた発明、調査、研究に尽力し、功績があり、警察署等専門機関の評価を得られたもの
- (3) 資材、物品、施設等を寄付し、安全安心活動の推進に寄与したもの（5万円以上の金品の寄付のあったもの）
- (4) その他、安全安心活動の推進に寄与したもの（交通安全の部においては、原則として旭交通安全協会長の表彰を受けたもの）

なお、次に該当するものは対象者となることができない。

- (1) 過去に同一の業績または功労により、本表彰を受けたもの
- (2) 過去に同一の業績または功労により、神奈川県知事、神奈川県警察本部長、神奈川県交通安全協会長、神奈川県防犯協会連合会長、横浜市長、横浜市交通安全協会長、横浜市防犯協会連合会長のいずれかの表彰を受けたもの
- (3) 本表彰の対象となる活動を営利、営業の目的または職務として行うもの
- (4) 交通安全の部にあつては、過去3年以内に自己の責任による交通事故、交通違反により、刑事処分、行政処分または交通反則通告処分を受けたことのあるもの
- (5) 防犯の部にあつては、過去3年以内に犯罪をおかし、刑事処分、行政処分を受けたことのあるもの

旭区美化・リサイクル運動推進功労者の表彰対象者の基準について

旭区内の旭区美化・リサイクル運動推進において、次のいずれかに該当する、業績または功労が特に顕著で、他の範とするに足る個人及び団体とする。

- (1) 公共施設及びこれに準ずるものの清掃活動に尽力し、多大な貢献が認められるもの。(清掃)
- (2) ごみの減量化・資源化(リサイクル)の推進に寄与したもの。(リサイクル)
- (3) 指導、啓発、広報活動等に尽力し、本運動の思想普及に多大な貢献が認められるもの。(広報)
- (4) 花いっぱい活動及び緑化活動に尽力し、多大な成果をあげたもの。(花いっぱい、緑化)
- (5) 資材、物品、施設等を寄付し、本運動の推進に寄与したもの。(寄付)
(5万円相当以上の資材、物品等の寄付をしたもの)
- (6) その他、旭区美化・リサイクル運動の推進に寄与したもの。(その他)

※(1)から(4)まで及び(6)については、原則としてその活動が3年以上継続しているもの。

担当：【防犯部門】	旭区役所地域振興課（窓口 21 番） 丸山・山田 TEL 9 5 4 - 6 0 9 5
【防災部門】	旭区役所総務課（窓口 24 番） 鈴木・涌井・薄田・水澤 TEL 9 5 4 - 6 0 0 7
【交通安全部門】	旭区役所地域振興課（窓口 21 番） 池上・小中 TEL 9 5 4 - 6 0 9 6
【美化・リサイクル運動】	旭区役所地域振興課（窓口 21 番） 池上・小中 TEL 9 5 4 - 6 0 9 6

旭区安全安心功労者推薦書

(個人用)

令和8年 月 日

旭区長

連合自治会町内会名 _____
(推薦者)
連合自治会町内会会長名 _____

旭区安全安心功労者として、次のとおり推薦します。

活動部門	防犯 ・ 交通安全 ・ 防災
自治会町内会	
ふりがな 氏名	
住所	〒 電話：
生年月日	年 月 日 (歳)
功績区分	(1) 広報啓発・教育・訓練・街頭活動等 (2) 発明・調査・研究 (3) 寄付 (4) その他 _____
過去に受けた 表彰等	
推薦理由	
活動開始時期	年 月頃から

旭区安全安心功労者推薦書

(団 体 用)

令和8年 月 日

旭区長

連合自治会町内会名 _____
(推薦者)
連合自治会町内会会長名 _____

旭区安全安心功労者として、次のとおり推薦します。

活動部門	防犯 ・ 交通安全 ・ 防災
自治会町内会	
ふりがな 団体名	
	代表者氏名： _____ 活動人数： _____ 人
住 所	〒 _____ 電話： _____
功 績 区 分	(1) 広報啓発・教育・訓練・街頭活動等 (2) 発明・調査・研究 (3) 寄付 (4) その他 _____
過去に受けた 表彰等	
推薦理由	
活動開始時期	年 _____ 月頃から

旭区美化・リサイクル運動推進功労者推薦書

(個人用)

令和8年 月 日

旭区長

連合自治会町内会名 _____
(推薦者)
連合自治会町内会会長名 _____

旭区美化・リサイクル運動推進功労者として、次のとおり推薦します。

ふりがな 氏名	
住所	電話
生年月日	年 月 日 (歳)
活動役職 (任意)	
功績区分	(1) 清掃 (2) リサイクル (3) 広報 (4) 花いっぱい・緑化 (5) 寄付 (6) その他
過去に受けた 表彰等	
推薦理由	
活動開始時期	年 月頃から
活動頻度	月・週 回位
活動場所	
活動内容 (具体的に記入)	

旭区美化・リサイクル運動推進功労団体推薦書

(団 体 用)

令和8年 月 日

旭区長

連合自治会町内会名 _____
(推薦者)
連合自治会町内会会長名 _____

旭区美化・リサイクル運動推進功労団体として、次のとおり推薦します。

ふりがな 団体名		
	代表者氏名：	活動人数： 人
住 所	電 話	
功績区分	(1) 清 掃	(2) リサイクル (3) 広 報 (4) 花いっぱい・緑化 (5) 寄 付 (6) その他
過去に受けた 表彰等		
推 薦 理 由		
活動開始時期	年 月頃から	
活 動 頻 度	月・週 回位	
活 動 場 所		
活 動 内 容 (具体的に記入)		

旭区安全安心功労者区長表彰実施要綱

制 定 平成22年6月22日 旭地振第416号（旭区長決裁）

最近改正 平成30年12月1日 旭地振第1123号（旭区長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、旭区内において防犯・交通安全・防災活動（以下「安全安心活動」という。）の推進に功労のあった個人または団体を表彰し、もって安全安心活動の一層の強化を図ることを目的とする、旭区安全安心功労者区長表彰（以下「表彰」という。）に関して、必要な事項を定める。

（表彰の部門）

第2条 表彰の部門として、防犯の部、交通安全の部、防災の部を設ける。

（表彰の対象）

第3条 表彰の対象は、旭区内の安全安心活動の推進において、次の各号のいずれかに該当する、業績または功労が特に顕著で、他の範とするに足る個人及び団体とする。

- （1）広報啓発、教育、訓練、街頭活動等に尽力し、安全安心なまちづくりに多大な貢献が認められるもの
- （2）安全安心活動において優れた発明、調査、研究に尽力し、功績があったもの
- （3）資材、物品、施設等を寄付し、安全安心活動の推進に寄与したもの
- （4）その他、安全安心活動の推進に寄与したもの

2 表彰の対象に関する詳細な基準については、別に定める。

（表彰候補者の推薦）

第4条 旭区安全・安心対策協議会（以下「協議会」という。）は、第3条の条件を満たす個人及び団体を、被表彰候補者として旭区長に推薦することができる。

（被表彰者の決定）

第5条 旭区長は、前条により推薦された被表彰候補者について、審査を行った上で、被表彰者を決定するものとする。

（表彰の方法）

第6条 表彰は、旭区長からの表彰状等の授与をもって、これを行うものとする。

（表彰の時期）

第7条 表彰は、原則として毎年1回行うものとする。

（実施細目）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 6 月 22 日から施行する。

(旭区交通安全功労者区長表彰要綱の廃止)

- 2 旭区交通安全功労者区長表彰要綱は、本要綱の施行をもって廃止する。

(旭区防犯功労者区長表彰実施要綱の廃止)

- 3 旭区防犯功労者区長表彰実施要綱は、本要綱の施行をもって廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

旭区美化・リサイクル運動推進功労者及び功労団体表彰要綱

(目 的)

第1条 この表彰は、旭区内において、旭区美化・リサイクル運動の推進に功労のあった個人及び団体を表彰し、本運動の一層の強化を図ることを目的とする。

(表彰対象)

第2条 次の各号の一に該当するもので、その業績または功労が特に顕著で、他の範とするに足る個人及び団体

- (1) 公共施設及びこれに準ずるものの清掃活動に尽力し、多大な貢献が認められるもの。(清掃)
- (2) ごみの減量化・資源化(リサイクル)の推進に寄与したもの。(リサイクル)
- (3) 指導、啓発、広報活動等に尽力し、本運動の思想普及に多大な貢献が認められるもの。(広報)
- (4) 花いっぱい活動及び緑化活動に尽力し、多大な成果をあげたもの。(花いっぱい、緑化)
- (5) 資材、物品、施設等を寄付し、本運動の推進に寄与したもの。(寄付)
- (6) その他、旭区美化・リサイクル運動の推進に寄与したもの。(その他)

(表彰基準)

第3条 個人及び団体の表彰基準は、次のとおりとする。

- (1) 要綱第2条の(1)から(4)まで及び(6)については、原則としてその活動が3年以上継続しているもの。
- (2) 要綱第2条(5)については、5万円相当以上の資材、物品等の寄付をしたもの。
- (3) 要綱第2条における表彰対象の業績または功労が、10年以上の場合は永年表彰の対象とすることができる。
- (4) 本表彰の対象となる活動を営利、営業の目的または職務として行うものは、対象者となることができない。

(推薦及び決定)

第4条 旭区連合自治会町内会連絡協議会は旭区長あてに推薦し、旭区長が被表彰者を決定する。

(表 彰)

第5条 表彰は、旭区長からの表彰状等の授与をもって、これを行う。ただし、合わせて記念品を授与することもできる。

(表彰時期)

第6条 表彰は、原則として年1回行う。

(事務局)

第7条 本表彰にかかる事務は、旭区総務部地域振興課資源化推進担当が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年6月19日から施行する。

この要綱は、平成13年5月31日から施行する。

この要綱は、平成16年6月3日から施行する。

この要綱は、平成20年3月31日から施行する。

この要綱は、平成23年6月14日から施行する。

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

各地区連合町内会長 様

横浜市都岡小コミュニティハウスの開所について【情報提供】

1 事業の趣旨

都岡小学校建て替えにあわせ、校舎敷地内に建設していた「横浜市都岡小コミュニティハウス」が令和8年7月14日（火）に利用開始します。利用開始に先立ち、開所式及び内覧会を行いますので、お知らせします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】定例会等で情報提供をお願いします。

3 概要

(1) 名称、所在地

横浜市都岡小コミュニティハウス

住所：横浜市旭区都岡町4番地の8

交通アクセス：鶴ヶ峰駅から神奈中バス「若葉台中央」行「都岡町」下車徒歩3分

※お車での来場はご遠慮ください

(2) 一般利用開始

令和8年7月14日（火）9時から

(3) 施設概要

地域住民の相互交流、地域活動や生涯学習の場として幅広く利用できる施設です。会議室や多目的スペース、ロビー等をご利用いただけます。

(4) 指定管理者

一般社団法人あさひ区民利用施設協会

(5) 開所式（関係者向け）

日時：令和8年7月11日（土）14時30分から15時30分まで（予定）

参加者：当該地域の地区連合会長等

内容：関係者挨拶、オープニングセレモニー

(6) 内覧会（一般の方向け）

日時：令和8年7月12日（日）9時から15時まで

申込：不要（館内を自由にご覧いただけます）

4 区民への周知

(1) 広報よこはま7月号にて周知します。

(2) 施設の利用方法等については、今後ホームページ等でお知らせします。

（担当）

旭区役所地域振興課 辻、野崎

電話 954-6097 FAX 955-3341

Eメール as-shisetsu@city.yokohama.lg.jp

旭地振第 478 号
令和 8 年 6 月 19 日

連合町内会長 各位
自治会町内会長 各位

旭区総務部地域振興課長

令和 8 年度旭区地域活動デジタル化支援事業について（募集）

日頃から、旭区政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、地域振興課では自治会町内会をはじめ地域活動を行う団体の運営における負担を軽減し、若年層の参加・参画を促進するため、デジタルツールの活用を支援する「旭区地域活動デジタル化支援事業」を実施します。

つきましては、本事業の活用を御検討いただくとともに、自治会町内会に所属する団体や地域活動を行う団体に向けて、本事業の御紹介をいただけますと幸いです。

御不明な点がありましたら、担当までお問い合わせください。

1 実施内容

(1) アドバイザー派遣

専門的な知識を有するアドバイザーを派遣し、課題解決に向けて、他自治体の活用事例の紹介やツールの機能の紹介など、個別相談を行います。また、皆様が主催するデジタルツール講習会の講師として派遣することも可能です。

【派遣期間】 令和 8 年 6 月～令和 9 年 2 月末まで

【申込み方法】 「申込書」を下記担当までメールにてお送りください。

(2) 旭区地域活動に係るデジタルツール導入補助金

デジタルツールの導入に向けた初期費用の負担軽減や試験運用を目的として、自治会等が会員に対し行う情報伝達をデジタル化する機能を備えたアプリ、ホームページの導入、Wi-Fi 環境の整備等に係る経費について補助金を交付します。

《補助対象経費の例》

- ・自治会等が所有する会館への Wi-Fi 環境整備費用
- ・アプリ等の有料サービスシステム利用料等

《補助対象外経費》

- ・パソコン、スマートフォンの購入

【申込み方法】 下記担当までお問い合わせください。

(担当)

旭区地域振興課地域力推進担当 五藤・佐藤

電話 045-954-6028 FAX 045-955-3341

Eメール as-chiikiryouku@city.yokohama.lg.jp

【参考】令和6～7年度アドバイザー派遣の参考事例

事例1

	内容
1回目	Google フォームを使ったアンケートを実施したいという要望から、アンケート作成を実演し、その場で集計結果がグラフで把握できることなどを紹介した。

事例2

	内容
1回目	他自治会のデジタル化事例などを参考に、デジタル化をどうしていくかを検討したいとのご相談。 新しい担い手の確保や、自治会費の集金などに対するデジタル化に興味はあるものの、何から導入したらいいのかわからない状況を伺い、事例のご紹介とどのように合意を進めていくべきかについて意見交換を実施した。

事例3

	内容
1回目	デジタル化に興味がある役員数名で相談。横浜市内の他自治会のデジタル化事例の紹介を実施。市内に先行事例があることを知り、自治会内のデジタル化への取り組みの機運を高めるため、講師による役員向けの説明会を実施することとした。
2回目	役員が集まり、アドバイザーより他自治体の取組事例を紹介した後、自分たちの町内会でどんなことができるか質疑応答を実施した。高齢の方にはデジタルは難しいという一方で、若い世代が増えてきているため、情報伝達のデジタル化は必要という意見交換がされたため、移行期の対応方法についても事例を紹介した。
3回目	パソコンから町内会のLINE 公式アカウントを作成し、基本設定、友だち（フォロアー）を増やすための二次元コードを使った宣伝方法、テスト投稿等を行い、運用に繋げた。

デジタル活用で 解決・つながる・広がる

個別相談・個別講習会を実施します！



自治会町内会をはじめとした地域活動において、事務負担の軽減や情報発信の強化を目的とした、デジタルツールの活用に関する個別相談を実施しています。

また、皆さまが主催されるデジタルツール講習会への講師派遣も無料で承っております。どうぞお気軽にご相談ください。

対象者

- ・自治会町内会の役員の方
- ・地域活動をしている方

講師

NPO法人
横浜コミュニティデザイン・ラボ

派遣までの流れ

- 1 「申請書」を下記担当までお送りください。
- 2 講師よりご相談内容の確認と日程調整のご連絡をさせていただきます。
- 3 ご希望の日時・場所にお伺いします。1団体3回まで利用が可能です。メールやお電話でのアフターフォローも行っています。

※申し込みは先着順です。予算上限に達し次第終了します。

※派遣実施期間は、令和9年2月までです。



旭区マスコットキャラクター
「あさひくん」

お問い合わせ先

旭区役所地域振興課 地域力推進担当 五藤・佐藤

電話 045-954-6028

メール as-chiikiryouku@city.yokohama.lg.jp

区連会 資料 4-3

令和8年6月19日

各自治会町内会長 様

旭区更生保護協会
会長 堀口 和美
旭保護司会
会長 黒須 正明
旭区更生保護女性会
会長 峰松 雅子

第76回“社会を明るくする運動”実施に伴うポスター掲示について（ご依頼）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より青少年の非行防止並びに更生保護の諸活動について、格別なご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年も7月を強化月間として、全国的に“社会を明るくする運動”が実施されます。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、地域における本運動への理解を深めるため、掲示板へのポスター掲示にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、7月10日（金）15時00分～区内3駅（鶴ヶ峰駅、二俣川駅、希望ヶ丘駅）の駅頭において、啓発キャンペーンを実施する予定です。

◆掲示期間 令和8年7月1日～7月31日
（本運動強調月間）

◆枚 数 各自治会町内会 掲示板数

【問合せ先】

旭区社会福祉協議会（担当：千葉）
電話：392-1123 / FAX：392-0222



50代
パートタイム
販売員



40代
保険販売代理店
会社役員

保護司になるなんて、



30代
郵便局職員

過ちからの立ち直りを支援する、
更生保護のボランティア。

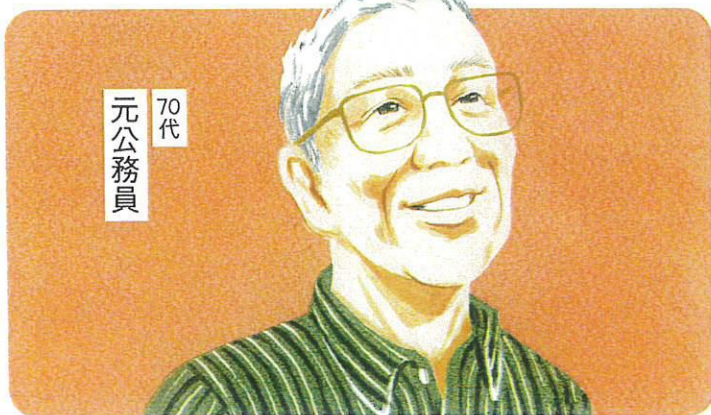
さまざまな年齢や経歴の人が、
対話を通じて一人一人に寄りそう
「保護司」として活躍しています。

話を聴くのが好き。
地域の役に立ちたい。
そんな気持ちを持つあなたも、
次の保護司かもしれません。



30代
IT企業営業

思ってもみなかった。



70代
元公務員



20代
公益法人職員
(社会福祉士)

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

第76回 社会を明るくする運動

主唱 / 法務省
MINISTRY OF JUSTICE

更生ペンギンの
サラちゃん 更生ペンギンの
ホゴちゃん



自治会町内会 各位

旭区地域振興課長

’26 横浜旭ジャズまつり開催のご案内及びチラシの掲出について（依頼）

旭区におきましては、文化芸術面からの盛り上げを創出するため、区民の皆様とともに数多くの事業を実施しています。

その一つである「横浜旭ジャズまつり」は、本年8月に第35回目を開催することとなりました。

つきましては、広く区民の皆様にご案内するため、各自治会町内会の掲示板への掲出について御協力をお願いいたします。

1 事業概要

(1) 開催日時・場所

令和8年8月30日（日）11時40分～20時40分（開場11時20分）
こども自然公園 野球場

(2) 主催

横浜旭ジャズまつり実行委員会（実行委員長：高梨 信芳）

(3) 共催

旭区文化振興会、旭区役所

(4) 協賛

タカナシ乳業株式会社、相鉄グループ ほか

(5) 協力

（公財）横浜市緑の協会 ほか

2 添付資料

’26 横浜旭ジャズまつりチラシ

担当：旭区地域振興課生涯学習支援係

吉田、中村

045 - 954 - 6094

'26 **横浜** 旭ジャズまつり

YOKOHAMA SWING EMOTION VOL.35

8.30 日

開場 11:20
開演 11:40 (雨天決行)
こども自然公園 野球場
(二俣川・大池)

相鉄線二俣川駅南口下車 徒歩15分 バス便あり
(キッチンカー多数出店、飲食持込可)
※お車でのご来場はご遠慮ください。
※内容は予告なく変更されることがあります。

Asahi

僕らはここで出会い、
カモメに導かれ
ふたたびここで出会う!



旭ジャズまつり
公式ホームページ

司会: 青木さくら
(ラジオパーソナリティー)

オープニングアクト 11:40~

- ハツ橋幼稚園マーチングバンド

アマチュアステージ 12:00~

- 東京デンキブラン
- Ken-G7
- Yokohama Funk InQ
- BLUES BUDDY club
- Tokyo Galaxy Jazz Orchestra
- Swing Youth Yokohama ASAHI & Swing AJM
- 旭中学校吹奏楽部

プロステージ 15:50~20:40

★ オトナの Jazz Time スペシャルバンド

紗理 (vo) 中村誠一 (ts) ジェントル久保田 (tb) 田辺充邦 (g)
吉岡秀晃 (p) 遠藤定 (b) 利光玲奈 (ds)

★ H ZETTRIO

H ZETT M (p/青鼻) H ZETT NIRE (b/赤鼻) H ZETT KOU (ds/銀鼻)

★ 大西順子トリオ

大西順子 (p) 中林薫平 (b) 吉良創太 (ds)

★ 渡辺真知子 with Kamome Flyers

渡辺真知子 (vo) 石塚まみ (p, cho) コモブチキイチロウ (b, cho) 加納樹麻 (ds) 馬場孝喜 (g) 住友紀人 (sax, kb) 荒川"B"琢哉 (per)

体験イベント

レストハウス前 クロスロード会場

誰でも参加できる
無料エリア もあります!

- ★ ベイブレード
- ★ 楽器体験
- ★ プレゼント企画
- ★ 模擬店
- ★ キャンドルホルダー作り.etc



オトナの Jazz Time スペシャルバンド

H ZETTRIO

大西順子

渡辺真知子

入場料
前売 5,000円 当日 6,000円
学割 3,000円 (当日券のみ 要学生証)
※中学生以下無料 (要保護者同伴)

販売所

セブンイレブン(セブンコード:115-417) / ローソン (Lコード: 74387)
ファミリーマート(イープラス) / 横浜市旭区民文化センターサンハート
楽天トラベル / 旭ジャズ公式HPでも発売 <https://asahijazz.net/ticket/>



■主催 / 横浜旭ジャズまつり実行委員会 ■共催 / 旭区文化振興会 旭区役所 ■協賛 / タカナシ乳業(株) 相鉄グループ
■協力 / (公財)横浜市緑の協会 池田ピアノ運送(株) 北沢建設(株) 横浜市旭区民文化センターサンハート YCV (横浜ケーブルビジョン(株)) (特非)こども自然公園どろんこクラブ
■後援 / (公財)横浜市芸術文化振興財団 横浜商工会議所西部支部 (一社)横浜青年会議所 (公社)保土ヶ谷法人会 横浜西部工業会 (一社)横浜市旭区医師会 旭料飲喫茶事業組合 横浜旭ロータリークラブ (福)横浜市旭区社会福祉協議会 旭区更生保護協会 旭区青少年指導員連絡協議会 旭区こども会育成連絡協議会 旭区スポーツ推進委員連絡協議会 (一社)横浜 JAZZ 協会 FMヨコハマ マリンFM エフエム戸塚 FMやまと77.7MHz 神奈川新聞社 緑タウンニュース社 NHK横浜放送局 t v k 横浜旭エコキャンドルナイト実行委員会 (順不同) ■協賛イベント / 横浜 JAZZ PROMENADE 2026
■お問い合わせ / 横浜旭ジャズまつり実行委員会連絡事務所 TEL (045) 304-9000 <https://asahijazz.net/> 旭区役所 地域振興課 生涯学習支援係 TEL (045) 954-6094

レシピ 1. 暑さ(日焼け)・寒さに対応できる服装を考えるべし!

服装も気合いを入れたいところですが、動きやすい服装が一番です。
昼間は暑くても日が落ちると涼しくなったりするので、一枚羽織るものがあると助かりますよ。

レシピ 2. 必ず晴れとは限らない!

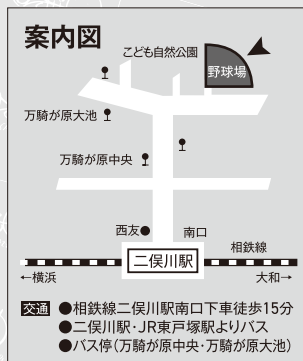
必ず最悪の状況を想定して準備をしましょう。天気予報の降水確率が0%でも本当にそうとは限りません。
(最近ではゲリラ豪雨なんてのもありますね)。カッパなどの雨具(傘は周りの人の迷惑になるのでやめましよう)を用意しましょう。タオルや着替えもあつたらいいですね!

レシピ 3. メイン会場だけじゃない!サテライト会場も楽しもう!

サテライト会場では、無料で楽しめる楽器体験コーナーをやっています♪ 大人も子供も気軽に参加OK!
もちろん、模擬店なども出店します。夕方からは、自分で描いた絵がキャンドルホルダーになる“キャンドルナイト”も開催予定。やさしい灯りがとる幻想的な雰囲気、ぜひ体感してください。他にもいろんな企画を準備中! 場所は野球場下、公園内レストハウス前の入口広場です♪

レシピ 4. 聴くだけじゃない、旭ジャズ

公園入口の休憩広場に無料体験コーナーが登場!ウクレレ・サクソ・タンゴドラムなど、いろんな楽器を鳴らしてみよう。プロの講師も来て指導してくれるので、音楽未経験でも全然OK! 手作りキャンドルホルダーでキャンドルナイト体験も。ジャンルや世代に関係なく、推しのミュージシャンの話題など、みんなで気軽に楽しもう!



Q&A

そのほかにはHPの“よくある質問”なんかを見てみて!

<https://asahijazz.net/faqs/>
<https://asahijazz.net/attention/>

attention



SOTETSU



横浜で暮らす。
相鉄線沿線で暮らす。

Takanashi

ジャズは、世界の共通語。

ひとつのフレーズが世界の人々のところを揺り動かすように、
私たちは「健康」という共通語で皆さまとのコミュニケーションをはかります。
タカナシ乳業は横浜旭ジャズまつりを毎年応援しています。



タカナシ乳業株式会社